

第4回加東市都市計画マスタープラン策定委員会

次 第

日時：平成30年11月28日（水）

午前10時から

場所：加東市役所3階302号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

（1）これまでの検討経緯（資料1）

（2）都市計画マスタープランの将来像・基本方針・将来都市構造について（資料2）

（3）都市計画マスタープラン素案について（資料3）

4 閉 会

【配布資料】

委員名簿

第3回加東市都市計画マスタープラン策定委員会会議録

資料1：これまでの検討経緯

資料2：都市計画マスタープランの将来像・基本方針・将来都市構造

資料3：都市計画マスタープラン素案

参考資料：まちづくりワークショップ結果概要

加東市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

	氏 名	役 職	委員の区分	備 考
1	なかやま ひさ のり 中山 久 憲	学校法人神戸学院 神戸学院大学教授	識見を有する者（1号）	
2	たかぎ あつこ 高木 厚子	国立大学法人 兵庫教育大学大学院教授	識見を有する者（1号）	
3	みやざき りょうへい 宮崎 良平	加東市商工会副会長	識見を有する者（1号）	
4	やまもと まさひと 山本 正仁	みのり農業協同組合金融共済担当常務理事	識見を有する者（1号）	
5	ふじわら ひろゆき 藤原 博幸	藤田区長 上福田地区代表区長	住民代表（2号）	
6	かんべ まさし 神戸 仁	穂積区長	住民代表（2号）	
7	ひろはた さだかず 廣畑 貞一	南山区長 東条東地区代表区長	住民代表（2号）	
8	まん たに のぶ ひろ 萬 谷 信 弘	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所長	関係行政機関の職員（4号）	
9	しらい のぶゆき 白井 伸幸	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり参事	関係行政機関の職員（4号）	

別記様式（第4条関係）

会議録

会議の名称	第3回加東市都市計画マスタープラン策定委員会
開催日時	平成30年6月25日（月） 午前10時00分から午前11時50分まで
開催場所	社福祉センター2階 レクリエーション室
委員長の氏名 中山久憲 出席及び欠席委員の氏名 出席：中山久憲、高木厚子、宮崎良平、藤原博幸、神戸 仁、白井伸幸 欠席：山本正仁、廣畑貞一、萬谷信弘	
説明のため出席した者の職氏名 —	
出席した事務局職員の氏名及びその職名 <事務局> 技監 岸本至泰、都市整備部長 藤井康平 都市整備部都市政策課：課長 長谷田克彦、副課長 藤原敬子、係長 檜原武士、 主査 丸山聡司、主事 伊藤充紀 <加東市都市計画マスタープラン等改定支援業務 委託業者> 株式会社エイト日本技術開発：戸田公一、高木悠里、竹添敏仁、金盛晋也	

【報告事項】

- (1) 都市計画マスタープランの構成について
- (2) 都市計画マスタープランについて
- (3) 加東市の課題及びまちづくりの基本的な考え方について

【会議の経過】

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

<前回指摘事項の報告>

(説明)

事務局から、前回委員会での指摘事項（開発許可・農地転用の件数、農家戸数の経年変化）について報告

<都市計画マスタープランの構成について>

(説明)

事務局から、見直し後の都市計画マスタープランの構成について、説明を行った。

(質疑応答)

委員長：本来であれば、皆さんの意見をいただきながら修正していくところもあることをご理解いただけたらいいと思う。構成については、はじめの考え方を提示いただいたということで、次の議題で計画の内容について説明をいただく。

<都市計画マスタープランについて>

(説明)

事務局から都市計画マスタープランの位置づけや計画の課題について、説明を行った。

(質疑応答)

委員：都市計画マスタープランは、第2次加東市総合計画の下位に位置付けられる計画だが、第2次加東市総合計画の概要を知りたい。

事務局：加東市総合計画は、まちづくりの総合的な指針であるとともに本市の最上位の計画である。平成19年度に第1次加東市総合計画を策定したが、それから10年が経過し、計画に基づいたまちづくりの見直しや変更、また市民の参画を得て、昨年の平成29年度に第2次加東市総合計画を新たに計画した。

委員：都市計画区域外の地域に関しては都市計画マスタープランではどのように考えられるのか。

事務局：都市計画区域外に関しては、都市計画マスタープランは本市全体を計画対象区域

としているため、都市計画区域外に関しても同様にまちづくりの検証・検討を進めていくつもりである。

委員長：都市計画は、都市の中の空間をどうあるべきか規制・誘導等を行うものである。対して総合計画はそれ以外の農業や林業といった産業、人権といったことも含まれている。都市計画区域外には多くの人が住んでいるわけではなく、国土利用計画法といった別の法体系の管轄で対象とする地域であり、都市計画としては特に考えなくてもいい地域と認識することが簡単だと思う。

委員：現行都市計画マスタープランでは、地域区分について「三草小学校の一部（市街化調整区域内）」などを書いてあるが、分かりにくい。

事務局：加東市が合併して10年以上になるが、今回は旧3地域で地域別に構想を検討していくということとしているため、地区ごとにある程度色分けがわかるものを作成することを検討していく。

委員：“線引き”と“非線引き”があるが、これは県の計画で決まっているのか。

事務局：東播都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域という線引きがあるが、東条都市計画区域はその線引きがない。そういった違いがある。兵庫県東播磨地域都市計画区域マスタープランにも示されている。

＜加東市の課題及びまちづくりの基本的な考え方について＞

（説明）

事務局から、加東市の現況と各課ヒアリングの結果、それを踏まえたまちづくりの主要課題について説明を行った。

（質疑応答）

委員：資料3（1）都市の現況等調査の人口の欄において、東条地域は他地域と比べ高齢化が進むとある。しかし工業団地が立地し、働く場所として選ばれているとも書いてある。まだ立地していない区画があるにしてもインターパークが建設されているなか、高齢化しているということは働く場所として選ばれてはいるが住む場所としては選ばれていないという理解でいいか。

事務局：インターパークは地区計画により、複合的な土地利用を目指しており、現在は住居地区が半分程度埋まっている。また、天神地区では区画整理の工事が終了しており、店舗等が立地しているものの、住居はまだあまり立地していない。工業団地の土地が全部売れたからといって近隣の居住につながっているわけではない。働きに来るだけでなく、住んでもらえるようにすることが今後の課題である。

委員：土地利用に関して“一部で市街化区域等の外への拡大がみられる”とあるがどこのことか。また、“社・滝野地域におけるまちなか及び東条地域全体において、空き家が多い。”とも書いてある。まちなかではないところで人口が増えているのか。

事務局：市街化区域外の土地利用というところでは、市街化調整区域であれば、特別指定区域の地縁者制度を用いたものがある。他で言えば、社町駅周辺では同じ特別指定区域であっても駅・バスターミナル周辺の特別指定区域の制度を使っており、共同住宅や店舗等が建築可能な制度、または既存の工場の拡張のために特別指定区域を定めているものもある。特別指定区域制度が、市街化調整区域での土地利用につながっていると感じる。

委員：今の質問に直結すると思うが、新しい市街地では新たな住宅が立ち、人口が増えていると思うが、旧集落では空き家が増えている。もうすでに旧集落の中で、空き家や、もう5年たてば空き家になりそうな空き家予備軍が多く存在する。

委員：市街化調整区域で、滝野社インターから直線で500mのあたりに新しい飲食店ができています。農地で何もできなかったところで色々な企業から農地を転用する話が

出てきているのもその要因だと考えられる。

事務局：飲食店の場所は市街化区域であり、民間開発が行われている。市街化調整区域や農振農用地の規制は、現状厳しい状況である。市街化区域内にも田や未利用地が残っているところもある。その中で開発が行われるケースはあるが、空き家も多いと感じる。課題でも挙げている空洞化に対して空き家をどう活用するかというのも今後の課題として考えられる。

委員：これまでの話はエリアの話ではなく、加東市全域で起こっている事象なのか。

事務局：市街化調整区域であれば特別指定区域の地縁者住宅は 37 地域の集落で指定がなされており、地縁者の方が戻ってくる過程で市街化区域以外でも住居が建てられる可能性はある。今後のことを考えると新規居住の方でもそこに住めるようにする制度を検討していく必要があると考える

委員：市街化調整区域に位置する地区では、農振農用地の規制が厳しく、こうした地域は常に開発ができず人口も減り、過疎化が進むというのが現状。この現状を市はどのように考えているのか。

事務局：県と調整しながら、開発許可が可能なものに関しては進めていきたいと思っている。その地域が全く開発はできないといったことはないが、規制が厳しい面もある。

委員：ほとんどが農振農用地で、開発ができないうえに農家が減り、子供も帰ってこないとなると過疎が進んでしまう。

事務局：それは今後考えるべき課題だと考えている。耕作放棄地や遊休地等が増える中でどのように水田等を利活用していくかを考えないといけない。こちらとしても規制緩和など方策を検討していく必要はあるが、農地の土地利用について検証していくことも必要となると関係機関や県、国とも調整が必要となってくる。農地の規制緩和などで盛り込めるものがあれば検討・検証したい。

委員：農業だけで食べていけるならそのまま農振農用地でもいい。しかし現状は不可能。そこを何とかしてほしい。もともとは栄えたまちだった。今は見る影もない。

委員長：都市計画法は、高度経済成長期の 1968 年に定められ、当時は開発を抑制するために線引きを行い、市街化調整区域では開発を抑制してきた。しかし、市街化調整区域も開発が可能となったため、農地の維持のために、農業振興地域などで対処した。都市計画区域外は開発できたが、そこにも農振農用地域が指定されたため、そちらでも規制が厳しくなっている。21 世紀に入って人口減少が叫ばれる中、都市計画制度は変わってないため、農地、農家は衰退している。これは重要な課題であるが日本全体でみられる課題であり、加東市の都市計画マスタープランで解決するには大きすぎる話である。空き家も同じ。だが、人口減少時代の中で、従来のように線引きで対応するのではなく、地縁者制度なども起こり始めている。現在はそのような段階である。

委員：加東市は人口が増えていて珍しいが、若年人口が減少している。これに対する対策はどうしているのか。また外国人が加東市に永住していただける施策等も必要だと思う。

委員長：それも日本の課題である。20 代女性の転出が人口の減少につながっているといわれている。地域に雇用を生まないと大阪・東京などの都市部へ女性が流出してしまう。外国人に関しても、住みやすい環境を作ることが大事であり、これは行政でもできることがある。

委員：工業団地の企業は、立地し続けなければならない期間等の制約はあるのか。他市の条件の方がよければ企業はすぐに撤退してしまう。

事務局：立地の期間の制約等については商工観光課に確認する。加東市でも企業に対し、固定資産税などの減税といった優遇制度はとっている。

委員：企業が加東市に工場を立地させることに対して有利だと思う政策を打ち出していくべき。

委員長：企業が来やすいかどうかは働き手が住んでいるかどうかなので合わせて考えていくべき。

委員：農地を守る農家がないこの現状に対して加東市は都市計画マスタープランでどうするのか。

事務局：どこまで都市計画マスタープランに挙げるかは難しい。農政部局でもビジョンは出しているが、制度としては「人・農地プラン」を推進して担い手の確保を図ったり、農地の流動化をすすめたり、農業所得の安定と向上を図るということで経営所得安定対策も行っている。現状の営農者への補助は行っているが、営農者が出て行ってしまった場合の担い手の確保や耕作放棄地の拡大を防ぐことは課題として挙げられている。都市計画でその方策にまで言及することは難しいが、農政部局との連携を考えていく必要がある。

委員：20年先、おそらく今の農家はいなくなり、農地はすべて放棄地になると思われる。少なくとも加東市だけで農業はできない。

委員長：若い人が農業を職にできればいい。農の問題ではあるが、耕作放棄地等が増加すると防災にも悪影響が及ぶため都市計画にも影響してくる。

委員：地域の人とは休日に使役に使われるが市の人は関係ない。災害時には関係あるが。しわ寄せは全部集落に来る。

委員：現行都市計画マスタープランの評価のところで、都市機能の充実といいながらバスターミナルの整備だけにとどまるのはさみしい。また、自然環境保全地でも、緑地保全地域は指定できていないことが課題とされているのにも関わらず、今後の方針では緑地保全地域は指定しないとなっている。これは課題といえるのかわかりにくい。レクリエーション地の課題に関して、新たな施設は誘致できていないとあるが、誘致に至っていないのが課題なのか、もしくは誘致をそもそも行っていない事が課題なのかわかりにくい。今あるものを使い続けるという考え方もあるため、そもそも新しい施設を誘致する必要があるのかについても議論すべきであると感じた。道路の整備に関してもすべての道路を整備することは難しいため、選択と集中を念頭に置くべきだと思った。都市公園の整備に関しては滝野総合公園や起勢の里は未使用の区域が残るといいながら、今後の方針が公園施設の維持管理だけなのはどうなのか。

事務局：関係各課と詰めていかなければならない。加東市は既存ストックなどの施設が比較的充実していると思っている。これらのストックをより活用して充実させていくことも関係各課とともに考えていく。道路の整備内容などで具体的に固まっているものがあれば挙げていく必要がある。また、長期的に見た中でさらに広い範囲で検討していくのであれば、それも挙げていく必要があると考える。総合公園等も全面供用はできてないがそのあたりの維持管理といった対応も公園を管理するところと調整し、明示していきたい。

委員：加東市には兵庫教育大学と、その付属幼小中があり、これらの施設で人が集まってきた側面もあると思う。学校に限らずそのほかの文化施設や教育施設等が充実しているかということは、ファミリー層が住みやすいまちであるかを評価するうえで大事な点だと思う。そういった視点も都市計画マスタープランに入れていただけるとよい。

事務局：兵庫教育大学があるということは貴重なことだと思っている。また、市内には付属小中に加えて、社高校もある。学生が4年間通い続けるなかで、加東市の市街地と大学の一体的な利用は現在難しいが、都市計画マスタープランの中で拠点の一つとして教育施設を位置づけ、それらをネットワークで結んでいき、市街地と大学の互いが利活用できるような連携や対策を検討していく必要がある。

委員長：今日提示いただいた10、11ページの内容はこれで決めるという内容なのか、もしくは意見を決めながら決めていくのかどちらなのか。

事務局：今後、細かい内容を精査していく中で、候補として挙げているものの中から決め

なければならないというわけではないが、ある程度大枠を固めていただき、残りは事務局で精査していきたいと考えている。

委員：まちづくりの基本的な考え方の中で、マネジメント効果という言い方が適切かどうか気になるが案③がいいと思った。

委員長：せっかくなので安全・安心を入れてもいいと思う。

委員：まちづくりのテーマに関して、⑦は“ゆたか”という言葉が少しイメージと違うが、心地よい暮らしがずっと続くまちというものが今後の目指すべきまちのテーマとして適切であるように思えた。“人口減少に代表されるような激動の時代を迎えるなかで、暮らしやすさだけは続いていくよね”というようなメッセージのこもったテーマにしてほしい。

委員長：マネジメントは東京からの言葉であり、企業言葉である。加東市には適さないと考える。

テーマの言葉として挙げた“ゆたかな”は自然環境も含むのであればわかるが、経済的な豊かさだけに焦点を当てているようにも感じる。人口が減らないような施策につながるのが大事だと思う。そういった“ゆたか”の意味を含んだテーマになればよい。

事務局：いただいた意見を参考に修正していきたい。

委員長：どんなテーマが適当なのかいろいろな階層の人からの意見を交えて今後考えていった方がよいと思う。

事務局：今後の予定として地域住民とのワークショップ等を開催し、細かい部分を検証していきたい。また、いろいろな世代の意見を吸い上げ、検討していきたい。次回の委員会では、本委員会の意見を検証し反映することに加え、全体構想、地域別構想の具体的な部分についても追加で示し、中身について審議をいただきたい。

5 閉会

【資料名】

資料1 都市計画マスタープランの構成

資料2 都市計画マスタープランについて（都市マス序章）

資料3 加東市の課題及びまちづくりの基本的な考え方について（現況分析の結果/各課ヒアリングの結果）

資料3－参考1 都市の現況等調査結果

平成30年 月 日

委員長

印

副委員長

印

加東市都市計画マスタープラン これまでの検討経緯

第 3 回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会

日時：平成 30 年 6 月 25 日

主な議題：都市計画マスタープランの構成、都市計画マスタープランの概要、
加東市の課題、まちづくりの基本的な方針

第 2 回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会

日時：平成 30 年 8 月 10 日

主な議題：都市計画マスタープランの構成、都市計画マスタープランの概要、
加東市の現況・課題

住民参加

第 1 回 まちづくりワークショップ

日時：平成 30 年 8 月 25 日

テーマ：

「地域の良いところ・改善すべきところ」

「地域をより良くするために・課題を解決するために」

第 2 回 まちづくりワークショップ

日時：平成 30 年 10 月 13 日

テーマ：

「提案マップの作成」

「地域の中で自分達ができること」

「地域のキャッチフレーズ」

庁内調整

都市計画マスタープラン

見直しヒアリングシート配布・回収

平成 30 年 9 月 25 日

～10 月 12 日

見直しに係る関係各課ヒアリング

平成 30 年 10 月 9 日

～10 月 12 日

都市計画マスタープラン（見直し素案）の作成

ワークショップについて

第1回ワークショップの概要

日時	平成30年8月25日（土） 13:30～16:00
場所	社福祉センター 2階レクリエーション室
テーマ	「地域の良いところ・改善すべきところ」 「地域をより良くするために／課題を解決するために」
参加人数	25名
班編成	5班（社地域：A・B班、滝野地域：C・D班、東条地域：E班）

第1回ワークショップでは、各班に分かれて、「地域の良いところ・改善すべきところ」を話し合った上で「地域をより良くするために／課題を解決するために」意見やアイデアを出し合いました。

グループ討議を行った後、班ごとに出し合った意見を発表しました。

第2回ワークショップの概要

日時	平成30年10月13日（土） 13:30～16:00
場所	社福祉センター 2階レクリエーション室
テーマ	「地域をより良くするために必要なこと／課題を解決するために必要なこと」を示す「提案マップ」の作成と、 「地域のキャッチフレーズ」 「地域の中で自分たちが出来ること」
参加人数	18名
班編成	5班（社地域：A・B班、滝野地域：C・D班、東条地域：E班）

第2回ワークショップでは、第1回ワークショップで話し合った「地域をより良くするために必要なこと／課題を解決するために必要なこと」について振り返り、更に意見を出し合ったのち、各意見を地域のマップに反映させた「提案マップ」を作成しました。

また、「地域の中で自分たちが出来ること」について意見を出し合い、まとめとして、地域を表す「キャッチフレーズ」を考えました。

最後に、班ごとに出し合った意見を発表しました。

次頁に、ワークショップでの主な意見と、都市計画マスタープランへの反映状況を示します。

(ワークショップでの主な意見)

(都市マス素案への反映)

全地域に共通する意見

- ・ 国道372号沿道の生活サービス機能充実

国道175号、372号沿道における都市的土地利用を位置付け

素案への記載 素案P1-9 地域活性化に向けた新たなストックの創出

- ・ 国道沿道は、周辺の農業生産環境などに配慮しつつ、立地ポテンシャルを活かした都市的土地利用の誘導を図ります。 など

- ・ 空家所有者への管理・活用の働きかけ
- ・ 空家をコミュニティで活用する

市街地における既存ストック（空家など）の活用を位置付け

素案への記載 素案P1-8 土地利用の方針（住居地）

- ・ 市街地における既存ストックを活かした住宅・宅地供給や都市的低・未利用地の有効利用を推進することにより、利便性の高い住環境の形成を図ります。 など

- ・ 公共交通を充実

公共交通の整備を位置付け

素案への記載 素案P1-11 都市施設の方針：交通施設（公共交通の整備）

- ・ 地域公共交通網形成計画に基づき、鉄道と路線バスの連絡性を高めるなど、地域公共交通の連携強化を図るとともに、新たな交通結節点となるバスターミナルをやるしショッピングパークBio周辺に整備します。 など

- ・ 公園のマネジメント、メンテナンス
- ・ 公園内遊具の充実

既存公園の維持管理を位置付け

素案への記載 素案P1-13 都市施設の方針：公園・緑地（都市公園の整備）

- ・ 都市公園は、市民の身近なレクリエーションの場として整備しており、今後は遊具など既存施設の適切な維持管理に努めます。 など

- ・ 草刈りや耕作放棄地対策など、農地対策
- ・ 農業振興、6次産業化

農地や田園環境の保全、田園居住空間の形成などを位置付け

素案への記載 素案P1-15 景観形成と環境保全の方針（農村環境及び景観の保全）

- ・ 農業の担い手による営農や地域活動を支援することにより、農地がもつ環境保全機能、生態系保全機能を維持します。 など

社地域

- ・ 社商店街の活性化
- ・ 商店街における空店舗を活かした開業支援

社商店街の活性化を位置付け

素案への記載 素案P2-4 土地利用の方針（都市機能集積エリア）

- ・ 社商店街の活性化に向けた取組を支援するとともに、空店舗などの利活用を促進し、商業機能の誘導を図ります。 など

滝野地域

- ・ JR社町駅を地域の玄関口に

鉄道駅周辺の活性化を位置付け

素案への記載 素案P2-10 土地利用の方針（駅周辺活性化エリア）

- ・ JR滝野駅及びJR社町駅周辺は、「駅周辺活性化エリア」として、駅周辺の活性化や駅利用者の利便性の向上に向けて、商業系や業務系などの土地利用を誘導します。 など

東条地域

- ・ 天神地区と南山地区を2本柱にまちづくり

天神地区及び南山地区における住環境形成を位置付け

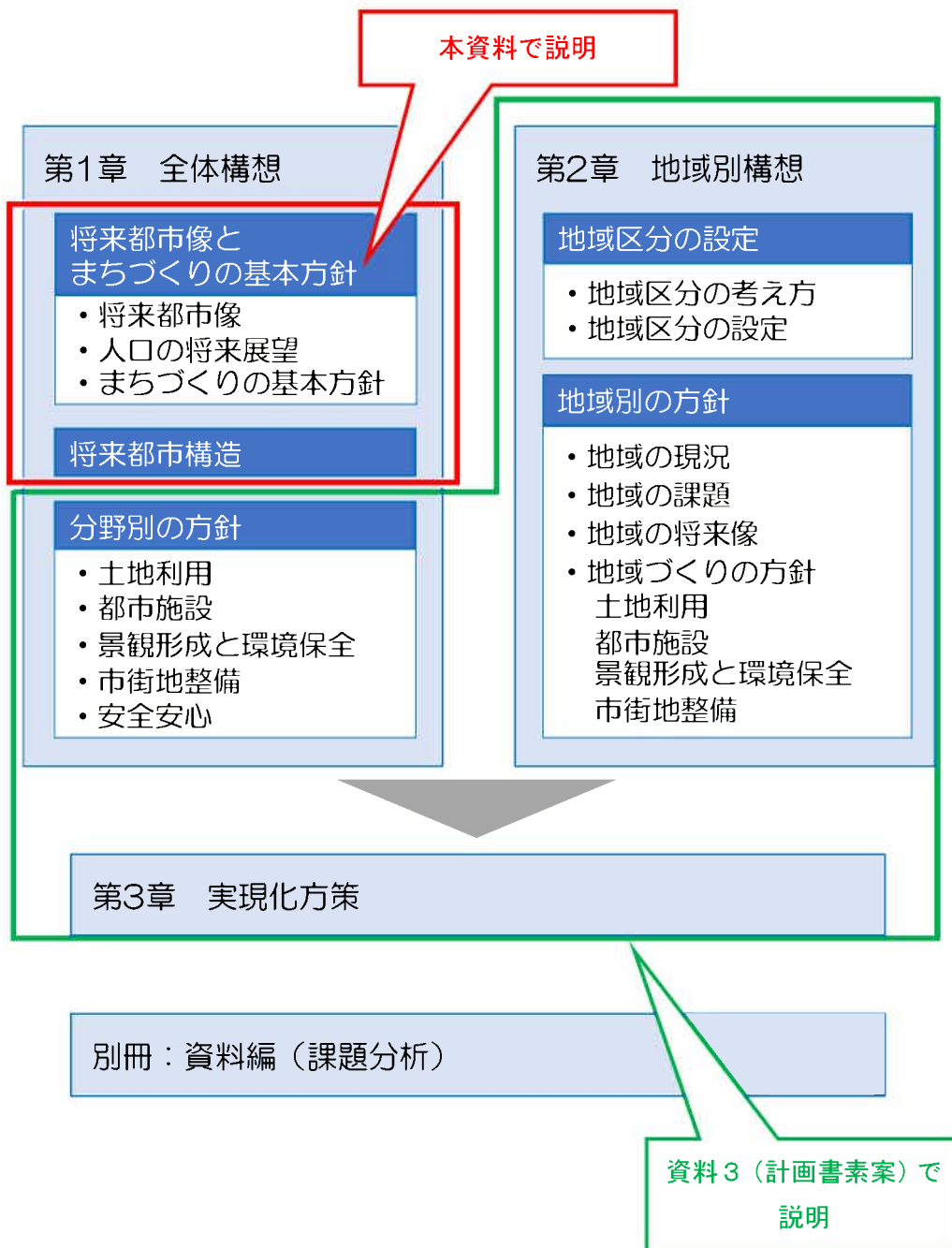
素案への記載 素案P2-15 土地利用の方針（住居地）

- ・ 天神地区の住宅地は、（略）良好な都市基盤が整備されています。今後は、住宅・宅地供給や都市的低・未利用地の有効利用を推進し、地区計画により土地利用を誘導することで、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- ・ 南山地区の（略）住宅地では、充実した都市基盤を活かして定住を促進するとともに、（略）良好な住環境の維持・保全を図ります。 など

※上記の他、生活道路における横断歩道や信号機の設置、地域イベントの継承、ツーリストとの連携など、様々な意見があったが、都市計画マスタープランと直接関係しないものについては、別途、個別計画等において検討する。

都市計画マスタープランの将来像・基本方針・将来都市構造について

- ・全体構想における「将来都市像」、「まちづくりの基本方針」、「将来都市構造」の案を示します。



1) 将来都市像（まちづくりのテーマ）について

※素案掲載箇所：P1-1

本市のまちづくりを標榜する「将来都市像（まちづくりのテーマ）」を検討します。

現行計画や上位計画の「まちづくりのテーマ」や「将来像」、市の「特色・地域資源」、現況・課題の分析の結果から抽出した重要となる「キーワード」、さらに、本計画の検討にあたり市民とともに行ったワークショップ（加東市まちづくりワークショップ）で議論した「地域の強み」、「地域のキャッチフレーズ」を踏まえて、検討しています。

出典	キーワード	
現行都市マス 「まちづくりのテーマ」	住んでよし！快適で暮らしやすいまち 加東 ～多様な都市機能と豊かな自然環境を活かしたまちづくり～	
第2次総合計画 「まちの将来像」	山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東 ～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれる しあわせ実感都市～	
現況把握による 「市の特色・地域資源」、 課題分析から抽出した 「キーワード」	市の特色・地域資源	<文化> 国宝朝光寺、播州清水寺、光明寺 <観光> やしろ鴨川の郷、滝野温泉ほかぼ、道の駅とうじょう、東条湖おもちゃ王国、東条温泉とどろき荘、ゴルフ場 <自然> 五峰山、三草山、秋津富士、東条湖、闘竜灘、加古川、東条川、千鳥川、 <公園> 平池公園、県立播磨中央公園 <教育> 国立兵庫教育大学、やしろ国際学習塾 <産業> 社工業団地、滝野工業団地、ひょうご東条ニュータウンインターパーク、森尾工業団地 <道路・鉄道> 中国縦貫自動車道（滝野社IC、ひょうご東条IC）、JR加古川線（社町駅、滝野駅、滝駅） <その他> やしろショッピングパークBio、滝野総合公園体育館
	キーワード	・地域産業 ・定住促進 ・中心市街地 ・都市機能、都市基盤 ・拠点創出 ・拠点の連携 ・自然、景観形成 ・既存ストックの維持管理、利活用 ・安全、安心 ・協働、官民連携 ・持続可能なまちづくり ・ネットワーク
ワークショップで意見 があった「地域の強み」 や「キャッチフレーズ」	地域の強み	・快適な田園居住空間、酒米「山田錦」生産（特A地区） ・便利な高速道路、道路交通網の要所、市外から集客する道の駅 ・公園、自然、自然体験学習 ・特徴ある建築物（学校、駅、ホール）、充実したスポーツ施設 ・熱心な防災活動 ・兵庫教育大の存在（幼保～大学生まで若い世代） ・温かいコミュニティ、多彩なイベント、学生が多い、文化財が多い、利用率が高い図書館、伝統産業が残る
	キャッチフレーズ	・自然、自然豊か、緑 ・次世代、未来 ・つながり ・コミュニケーション ・交流、ふれあい ・ちょうどいいまち ・めくりあい ・安心 ・子育て ・伝統産業 ・みんなでつくる ・まち丸 ・住みよい ・ふるさと

【まちづくりのテーマ（例示）】

将来都市像の案①

まち・ひと・しごとが
自然とともに発展するまち 加東

「まち（都市機能）」、「しごと（工業団地や農業）」、豊かな「自然」を資源に、新たな「ひと」の流れを生みだし、人口減少社会にあっても、多様な「ひと」が暮らし続けることができるまちづくりを展望するという想いを込めています。

将来都市像の案②

まち・みどり WAで結ぶ 幸福実感都市
～みんなで創る 北はりま中核のまち かとう～

市民生活の場となる「まち」と本市の豊かな「みどり」のネットワーク、多様な地域がそれぞれの特性を活かした地域間のネットワークなど、さまざまなネットワーク形成を「WA（輪・環・和…）」で表し、活力と魅力を備えた快適で持続可能なまちづくりを展望するという想いを込めています。

将来都市像の案③

未来・ふれあい・ささえあい
～みんなでつくる ちょうどいいまち 加東～

多様な人・地域が交流を深め、支え合いながら、これまで培ってきた様々な資源を次世代につなぎ、持続的なまちづくりを展望するという想いを込めています。欲張りにならず、しかし、加東市らしい上質なまちの姿として「ちょうどいいまち」という言葉を用いています。

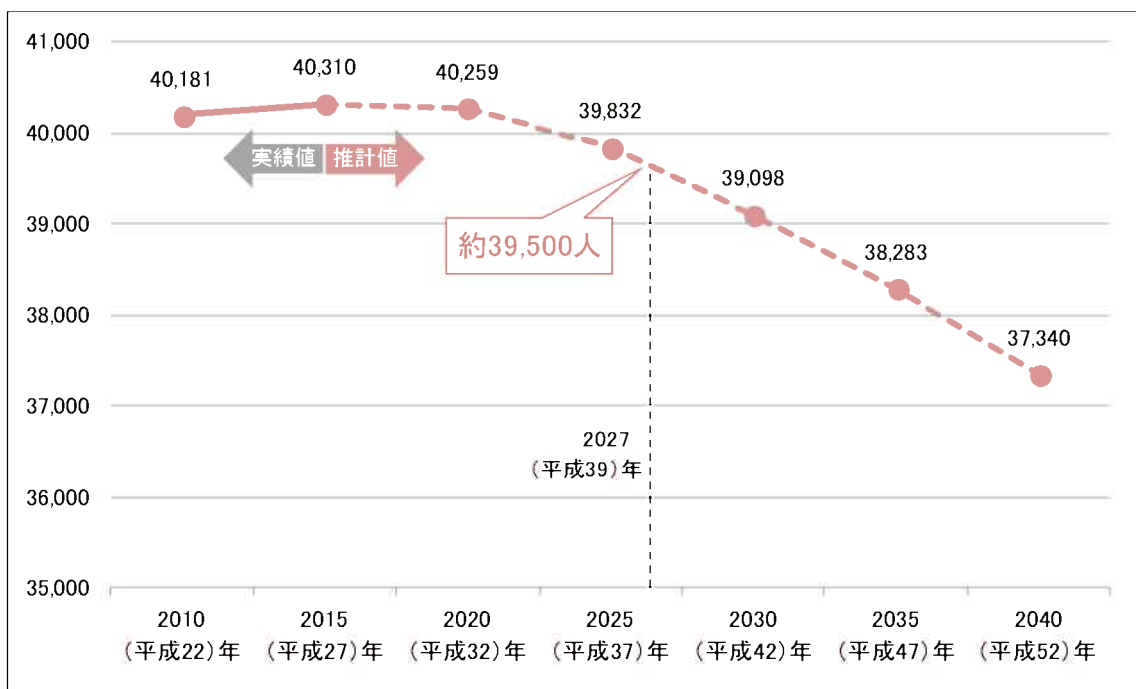
2) 人口の将来展望について

※素案掲載箇所：P1-2

●人口の将来展望（案）

第2次加東市総合計画及び加東市人口ビジョンでは、魅力ある快適で住みよいまちを創造することで、人口減少をできる限り緩やかにし、2027（平成39）年に40,000人以上の人口を目指すとしています。

加東市都市計画マスタープランにおいても、目標人口の達成を目指して、都市計画・まちづくりに関する施策を講じていきます。



■人口の将来展望

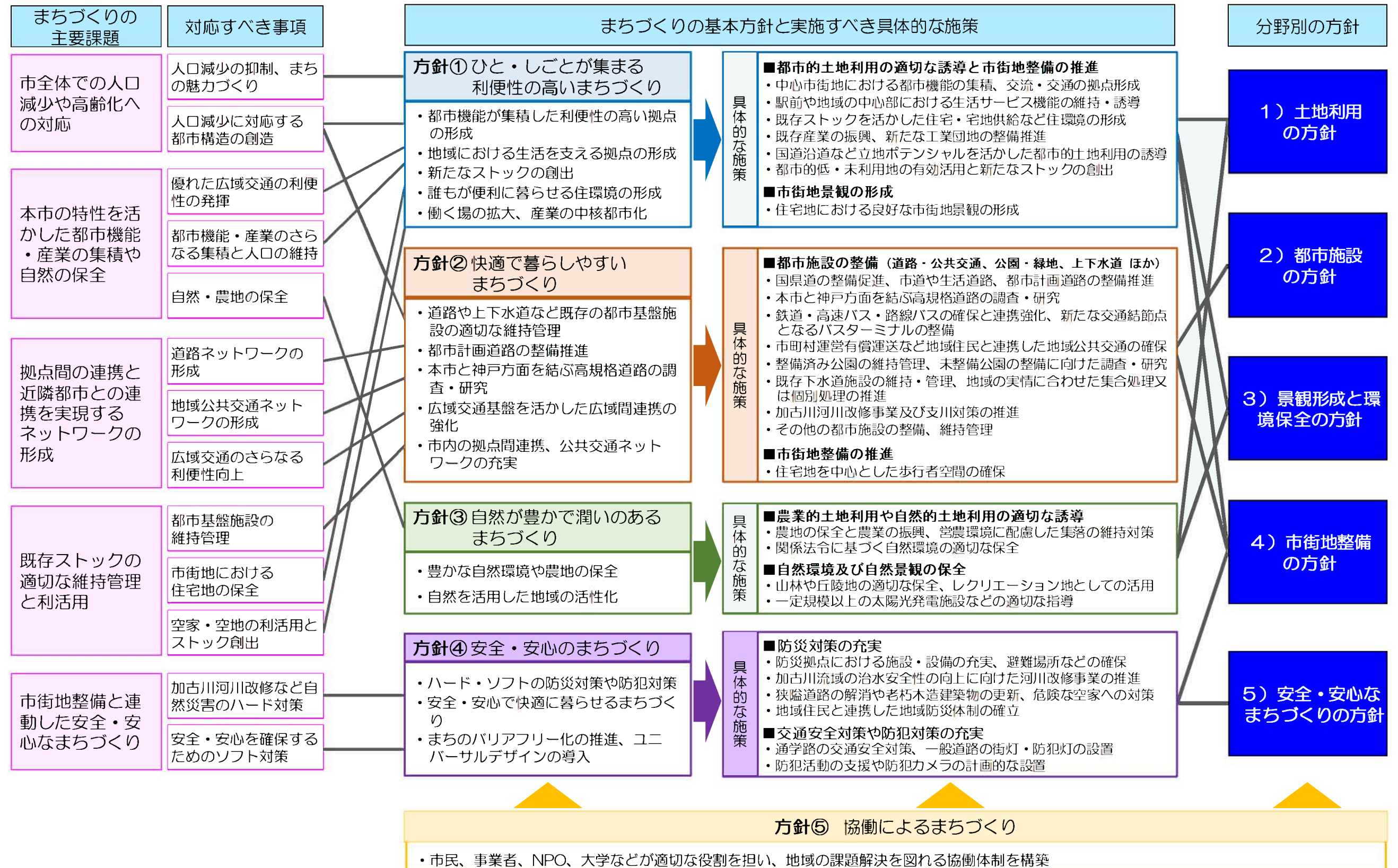
資料：加東市「第2次加東市総合計画」、「加東市人口ビジョン（改訂）」

3) まちづくりの基本方針について

※素案掲載箇所：P1-3～1-4

まちづくりの主要課題を踏まえて、本市が目指す将来都市像の実現を都市計画の観点から目指していくために、まちづくりの主要課題から、まちづくりの基本方針や分野別の方針を検討しました。

●まちづくりの基本方針の検討フロー



4) 将来都市構造について

※素案掲載箇所：P1-8～1-10

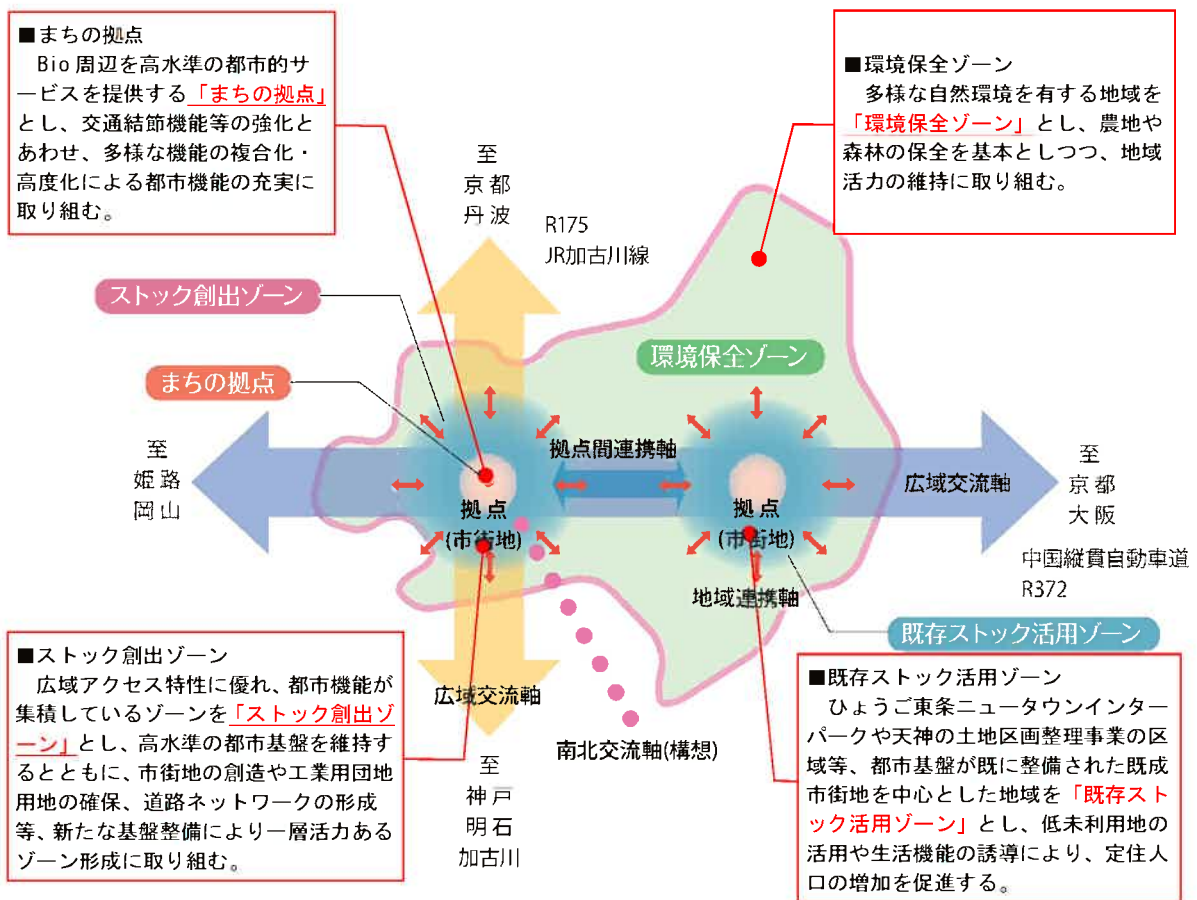
都市計画マスタープランでは、本市が目指す将来の都市像として、「まちづくりのテーマ」を掲げるとともに、どのようなカタチのまちを目指すのか？という観点から、「将来都市構造」を定める必要があります。

(上位計画での都市構造)

①第2次総合計画

・都市構想

これまでに築かれた都市基盤や豊かな自然など、地域それぞれの特性を活かしながら、都市機能などを集約（充実）する拠点づくりやゾーン形成を進めるとともに、これらを取り巻く地域について、環境保全を基本とした活力維持に取り組みます。あわせて、道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの形成、地域の結びつきの強化などにより、拠点と拠点などの連携（ネットワーク）をさらに促進する多極ネットワーク型の都市構造を創造し、北播磨エリアの中核都市にふさわしい、活力と魅力を備えた、快適で持続可能な都市を目指します。



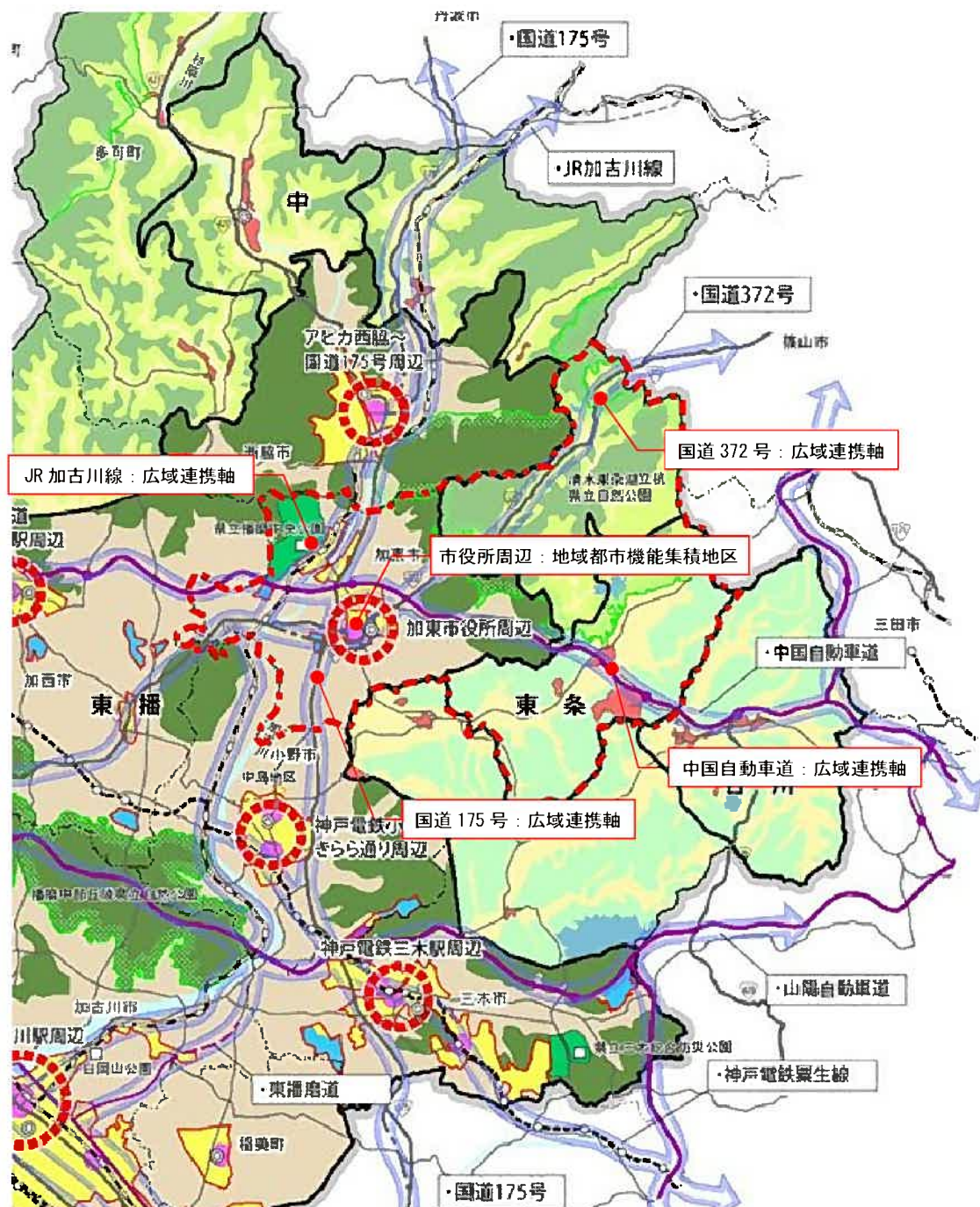
②東播磨地域都市計画区域マスタープラン（東播都計区域、東条都計区域）

・地域都市機能集積地区：

商業、業務、医療、金融等の都市機能の維持・充実を図るとともに、都市計画区域（東播磨～北播磨地域）全体の中で、都市機能の代替や相互補完も勘案し、地域全体で都市機能の確保を図る。

・広域連携軸：

各市町の地域都市機能集積地区間における都市機能の相互補完と、神戸市、姫路市との連携強化を図る。

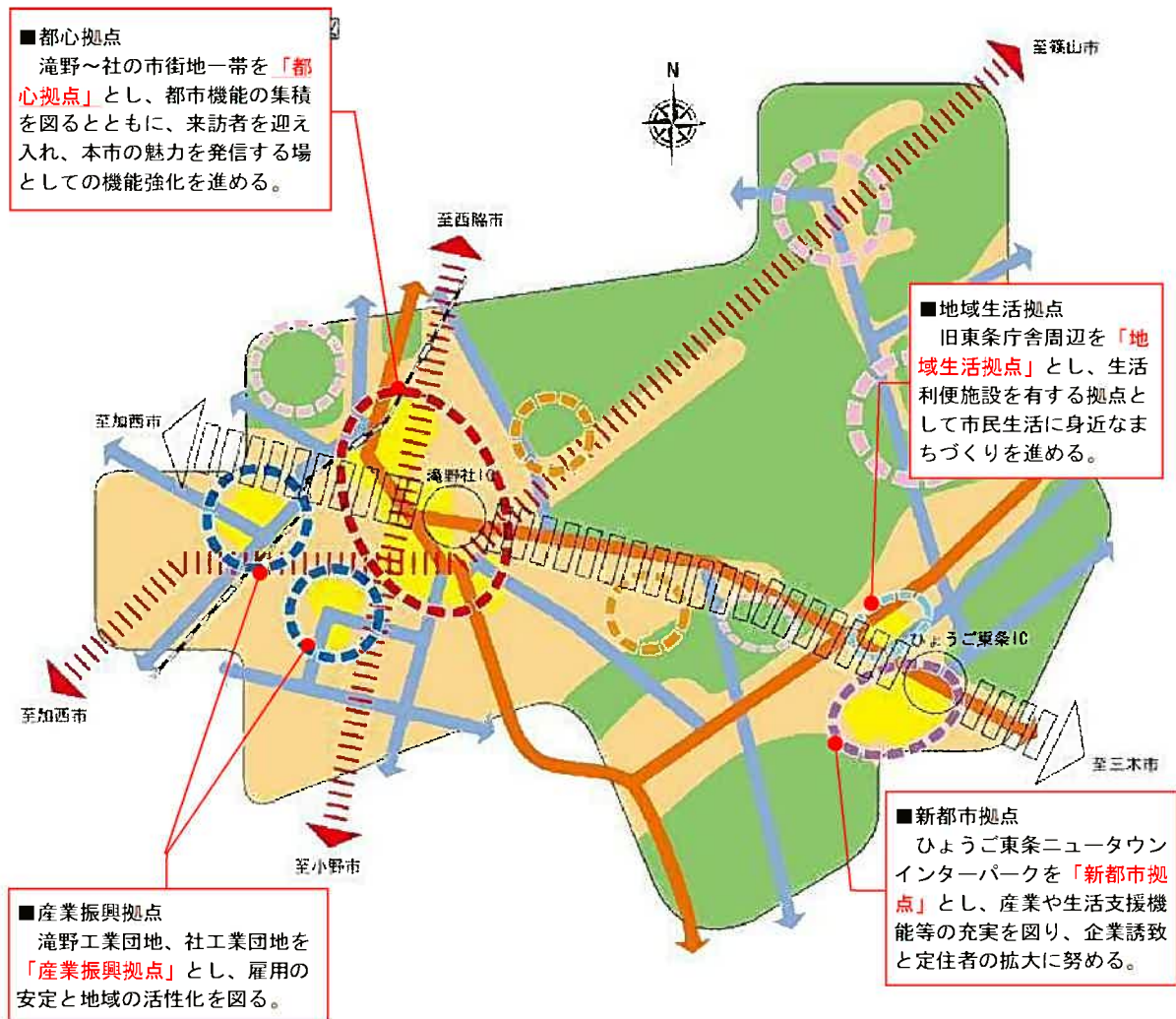


(現行計画での都市構造)

③都市計画マスタープラン（現行計画）

・将来都市構造

本市の将来都市構造は、時代に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、密度の低い市街地が広がる拡散型から地域の核を中心とした集約型多核都市構造を目指します。



これら上位関連計画での都市構造等を踏まえた上で、本計画における都市構造を定めます。

●将来都市構造（案）

本計画においては、これまでに築いてきた都市基盤や都市機能を活かし、本市の中心となる拠点の創出やゾーン形成を進めるとともに、それらを市内外と有機的に結ぶネットワークの構築を図り、多極ネットワーク型の都市構造の創造を目指します。

まちの拠点

やしろショッピングパーク Bio 周辺は、本市における交通や交流の要衝であり、本市の顔にふさわしい役割が求められています。このため、高水準の都市的サービスを提供する「まちの拠点」に位置付け、交通結節機能などの強化とあわせ、高度で多機能な都市機能の集積を図ります。

ストック創出ゾーン

社地域、滝野地域の市街地や鉄道駅の周辺及びこれらを取り巻く範囲を「ストック創出ゾーン」として位置付け、これまでに築かれた都市基盤を維持するとともに、市街地の創造や工業団地用地の確保、道路ネットワークの形成など新たな基盤の整備、生活サービス機能のさらなる誘導により、一層活力のあるゾーン形成に取り組みます。

既存ストック活用ゾーン

ひょうご東条ニュータウンインターパークや天神西土地区画整理事業、天神東椅鹿谷土地区画事業の区域など、都市基盤が整備された市街地を中心とした地域を「既存ストック活用ゾーン」として位置付け、都市的低・未利用地の有効活用や日常生活に必要な生活サービス機能のさらなる誘導による市街地の充実を図り、定住人口の増加を促進します。

環境保全ゾーン

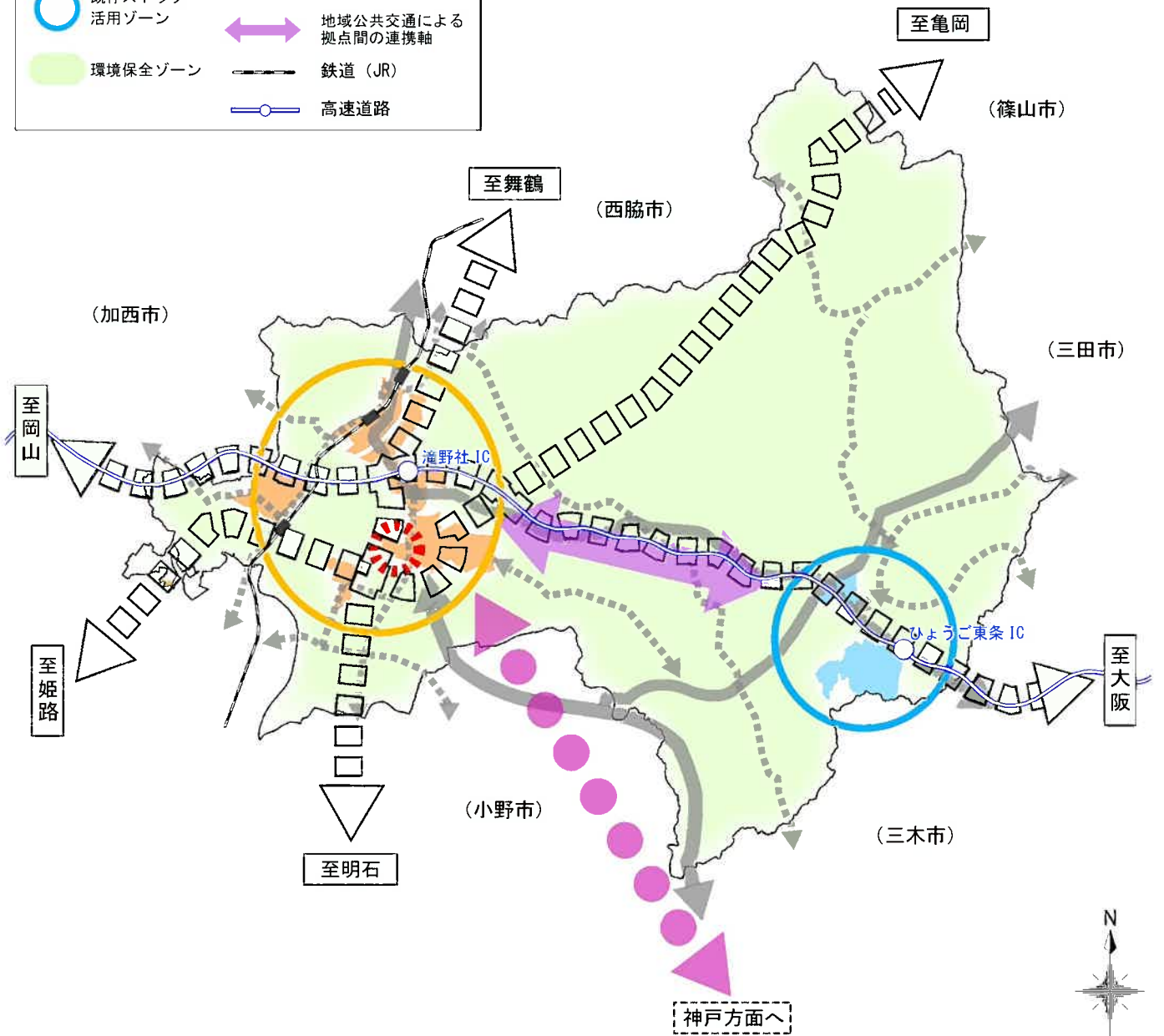
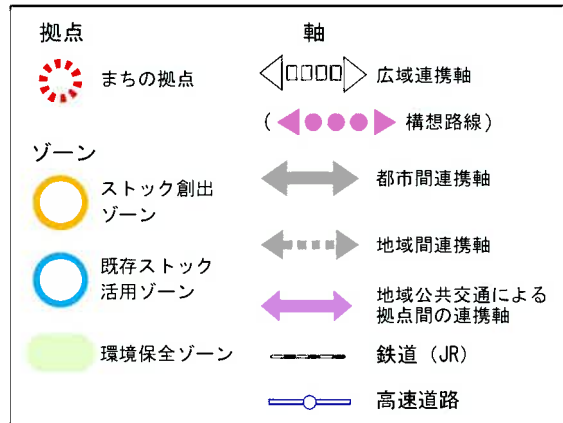
各ゾーンを取り巻く、良好な田園環境や里山環境など、多様な自然環境を有する地域を「環境保全ゾーン」として位置付け、農地や森林などの保全を基本としつつ、地域の実情に応じたメリハリのある計画的な土地利用を誘導することにより、地域活力の維持に取り組みます。

ネットワークの構築

高速道路及び一般国道を「広域連携軸」、主要地方道を「都市間連携軸」、一般県道を「地域間連携軸」と位置付けます。

国や県などの関係機関と連携しながら、道路ネットワークの充実などに取り組み、これら連携軸の機能強化を図ります。

また、地域の連携強化に向けて、道路・地域公共交通・情報によるネットワークの強化を図ります。



■将来都市構造図

加東市都市計画マスタープラン
(案)

平成 30 年 11 月
加東市

両面印刷時調整用白紙

序章 はじめに

1) 都市計画マスタープランとは	0-1
2) 都市計画マスタープラン見直しの趣旨	0-1
3) 位置付け	0-2
4) 目標年次	0-2
5) 対象区域	0-3
6) 構成	0-4
7) 加東市都市計画マスタープランの成果	0-5
8) 本市の現況と課題	0-7

第1章 全体構想

1 将来都市像とまちづくりの基本方針	1-1
1) 将来都市像（まちづくりのテーマ）	1-1
2) 人口の将来展望	1-2
3) まちづくりの基本方針	1-3
2 将来都市構造	1-5
3 分野別の方針	1-8
1) 土地利用の方針	1-8
2) 都市施設の方針	1-11
2)-1 交通施設	1-11
2)-2 公園・緑地	1-13
2)-3 上下水道	1-13
2)-4 その他の都市施設	1-14
3) 景観形成と環境保全の方針	1-15
4) 市街地整備の方針	1-16
5) 安全・安心なまちづくりの方針	1-17

第2章 地域別構想

1 地域区分の設定	2-1
2 地域別の方針	2-2
2-1 社地域	2-2
2-2 滝野地域	2-8
2-3 東条地域	2-13

第3章 実現化方策

1) 協働による計画推進	3-1
2) 市民を中心としたまちづくりの推進	3-1
3) 計画の評価	3-2

序章

はじめに

第1章
全体構想

第2章
地域別構想

第3章
実現化方策

資料編

兩面印刷時調整用白紙

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画の基本的な方針を示すものです。この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

都市計画マスタープランの役割

まちづくりを進める指針となる

市町村の現況や住民の意向、総合計画などの上位・関連計画により、まちづくりの主要課題を把握した上で、将来の都市像を示し、住民や行政、地域などが協働でまちづくりを進める際の指針となります。

個々の都市計画の相互調整、決定・変更の方向を示す

一体的なまちづくりに向けて、将来の都市像に基づき、土地利用、道路・交通施設、公園・緑地、下水道などの都市施設の整備、都市環境・自然景観の保全、市街地整備などの事業について、都市計画相互の調整を担います。また、個々の都市計画決定・変更の際の指針となります。

住民の理解や合意形成を促進する

住民を含めた多様な主体と行政が、都市の課題や方向性について認識を共有することにより、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

2) 都市計画マスタープラン見直しの趣旨

本市は、2006（平成18）年3月20日、加東郡3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生しました。市域を東西に中国縦貫自動車道と国道372号、南北に国道175号とJR加古川線が走り、広域的な交通結節点となっています。本市では、この広域的な交通利便性を活かしながら、2009（平成21）年に策定した「加東市都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりを進めてきました。

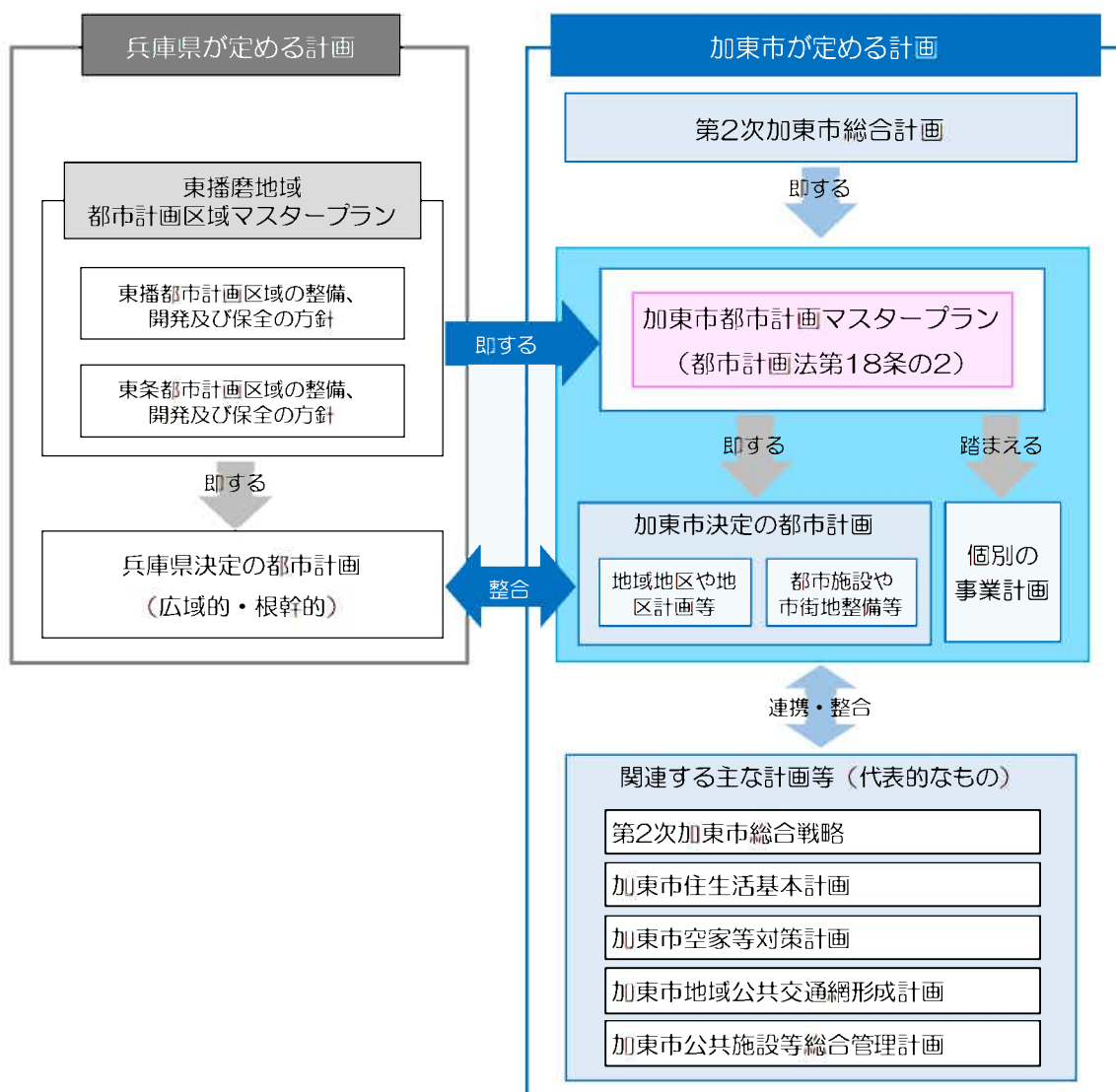
しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の進行、国における様々な都市計画制度の改正など、私たちの「まち」を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、加東市都市計画マスタープランの上位計画となる兵庫県の「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」が2016（平成28）年3月に見直され、本市の行政運営の最上位計画である「第2次加東市総合計画」を2018（平成30）年3月に策定しています。

このような状況を踏まえ、本市全体にわたる都市計画を展望し、まちづくりの長期的な方向性を示すため、加東市都市計画マスタープランの見直しを行います。

3) 位置付け

加東市都市計画マスタープランの位置付けは、以下のとおりです。



■加東市都市計画マスタープランの位置付け

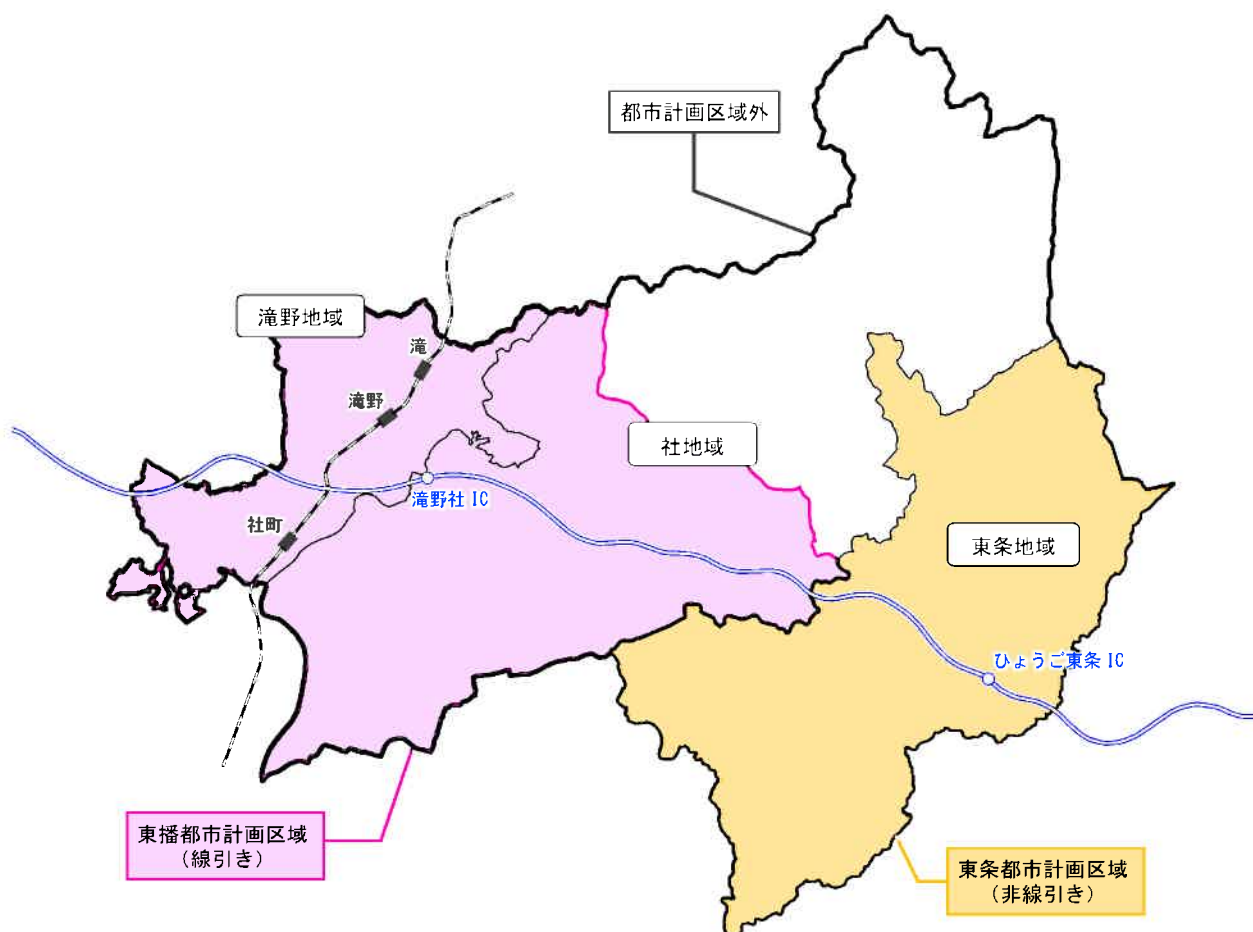
4) 目標年次

第2次加東市総合計画(基本構想)の期間が2027(平成39)年度であることを踏まえ、加東市都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を展望した上で、目標年次を2027(平成39)年度とします。

5) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域が基本となります。

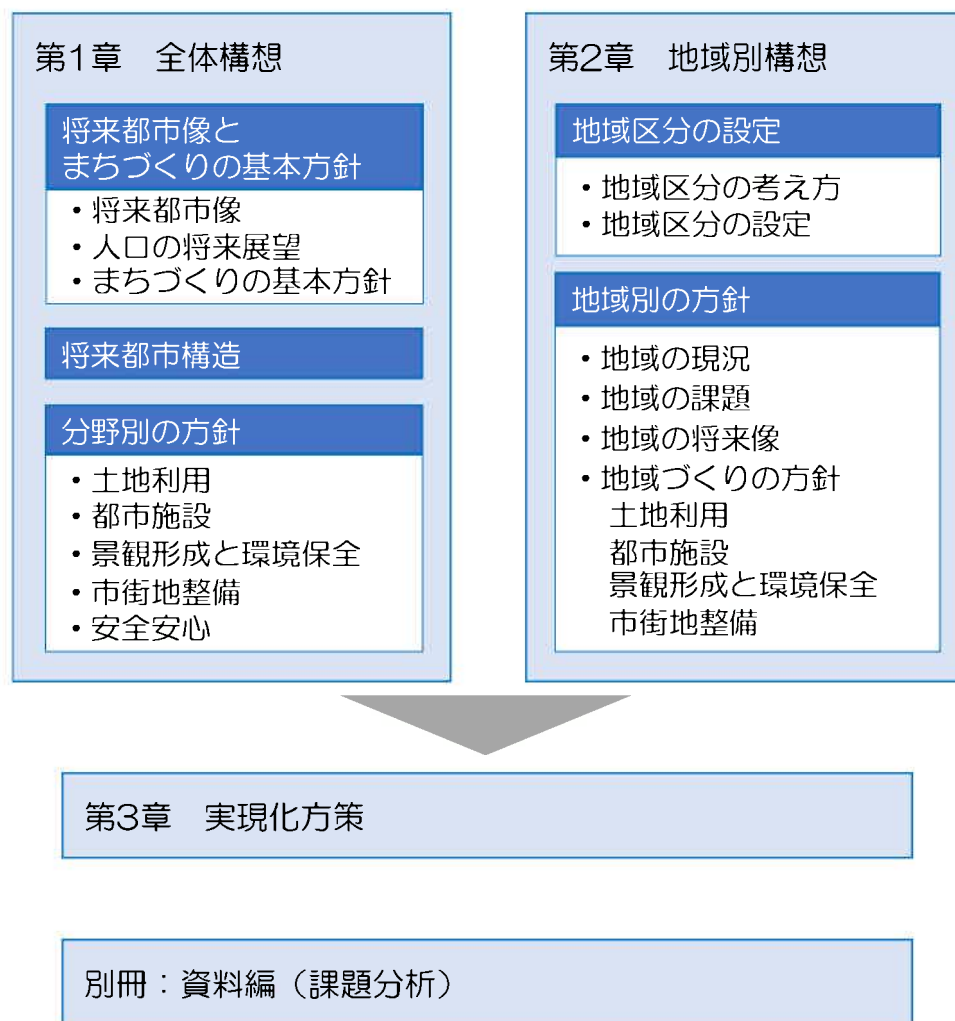
本市では、市域の一部が都市計画区域外となっていますが、加東市都市計画マスタープランは、市全体のまちづくりの方向性を示し、その実現性を図るものであるため、都市計画区域外を含む市全域を対象とします。



■加東市都市計画マスタープランの対象区域

6) 構成

加東市都市計画マスタープランは、将来都市像や土地利用及び都市施設などのあり方を示す「全体構想」と、市域を3つの地域に分けた上で、地域ごとのまちづくりの考え方や市街地像、整備の内容などを示す「地域別構想」、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示す「実現化方策」で構成します。



■加東市都市計画マスタープランの構成

7) 加東市都市計画マスタープランの成果

加東市都市計画マスタープランの見直しにあたっては、これまでの成果を点検・評価し、引き継ぐべき課題や取組を見極めることが重要です。

そのため、加東市都市計画マスタープランの成果として、2009（平成 21）年度から 2018（平成 30）年度までのまちづくりにおいて、「達成できたこと」を中心に示します。

※ここで示す施策体系・施策分野は、これまでの加東市都市計画マスタープランの体系・分野であり、見直し後の施策体系・施策分野とは異なります。

1. 土地利用の方針

施策分野	成 果
都 市 的 土 地 利 用	・商業・業務地については、社地域の国道 175 号沿道及びやしろショッピングパーク Bio 周辺に店舗などが集積しつつありますが、大幅な都市機能の充実に至っておらず、引き続き活性化に向けた取組が必要です。 ・工業地については、既存工業団地の事業用地が完売し、新たな工業団地の候補地の調査・検討を行っています。 ・住宅地については、民間開発の誘導により宅地開発が進みました。また、東条地域の天神東椅鹿谷土地区画整理事業を実施しましたが、未利用地が残っており、地区計画により土地利用を誘導しています。
自 然 的 土 地 利 用	・市街化調整区域では、特別指定区域を指定しました。 ・ほ場整備などの農地整備や担い手の育成などに取り組んでいます。

2. 都市施設整備の方針

施策分野	成 果
道 路 の 整 備 方 針	・都市計画道路社外環状線（国道 372 号）や主要地方道神戸加東線、その他一般県道などの整備を順次行いました。 ・神戸方面への広域的なネットワークを形成するための高規格道路の整備について検討を行っています。
公共交通の 整 備 方 針	・JR 加古川線の各駅において、スロープや点字ブロックなどを設置しました。 ・周辺市町と連携しながら既存のバス路線を確保するとともに、市町村運営有償運送（自主運行バス）を導入しています。
公園・緑地の 整 備 方 針	・南山地区の星の里公園などを整備し、都市公園として供用開始しています。
下 水 道 の 整 備 方 針	・長寿命化を踏まえた計画的な下水道施設の維持管理や更新などに取り組んでいます。 ・公共下水道や農業集落排水などへの接続を促進した結果、水洗化率は 94%を超えました。

施策分野	成 果
河 川 の 整 備 方 針	・ 国・県とともに加古川河川改修事業を進めており、引き続き事業の早期完了に向けて取り組んでいきます。
その他都市施設の整備方針	・ 上水道は、一部事業の民営化などにより、安定的な運営を図っています。 ・ ごみ処理については、広域的な処理体制の構築に取り組んでいます。 ・ 東条地域において小中一貫校の整備を進めており、計画に沿って社地域、滝野地域においても整備を進めます。

3. 都市環境及び自然景観の方針

施策分野	成 果
都市環境の 形 成 方 針	・ 地域の特性に応じて、地区計画や景観形成地区などを指定しており、適切に運用しています。
自然景観と 歴史空間の 保 全 方 針	・ 田園集落においては、県の緑条例などに基づき、無秩序な開発を規制するとともに、都市計画区域内の農地については、農地及び農業用施設の有する多面的機能の維持・管理を図るため、交付金などを活用し支援を行いました。 ・ 都市計画区域内の森林について、森林法及び地域森林計画に基づき、森林の保全管理に努めています。

4. 市街地整備の方針

施策分野	成 果
既成市街地の 整 備	・ 社地域の市街地では、都市再生整備計画に基づき、道路や公園などの整備を行いました。
住宅地開発の 誘 導	・ 老朽化した市営住宅のうち、高岡団地、小元団地の建替えを行いました。

5. 安心・安全のまちづくり方針

施策分野	成 果
安心・安全の まちづく り 方 針	・ 指定避難所の施設整備などにより、防災拠点の機能強化を図りました。 ・ かとう安全安心ネットや防災行政無線などを整備し、緊急情報システムの充実を図りました。 ・ 通学路交通安全プログラムを推進し、通学路の安全対策を順次実施しています。 ・ 建築物の不燃化・耐震化を促進しています。

8) 本市の現況と課題

(1)本市の現況

①地理及び交通網

ア) 位置・地整

本市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は篠山市と三田市、南は三木市と小野市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は157.55km²です。



■位置図

イ) 広域交通網

道路網は、市の東西を中国縦貫自動車道が横断し、「ひょうご東条インターチェンジ」と「滝野社インターチェンジ」の2つの玄関口を有しています。加えて、兵庫県の幹線道路である国道175号が南北を、国道372号が東西をつなぎ、広域交通の要衝となっています。

鉄道網は、市の西部を南北にJR加古川線が通っています。



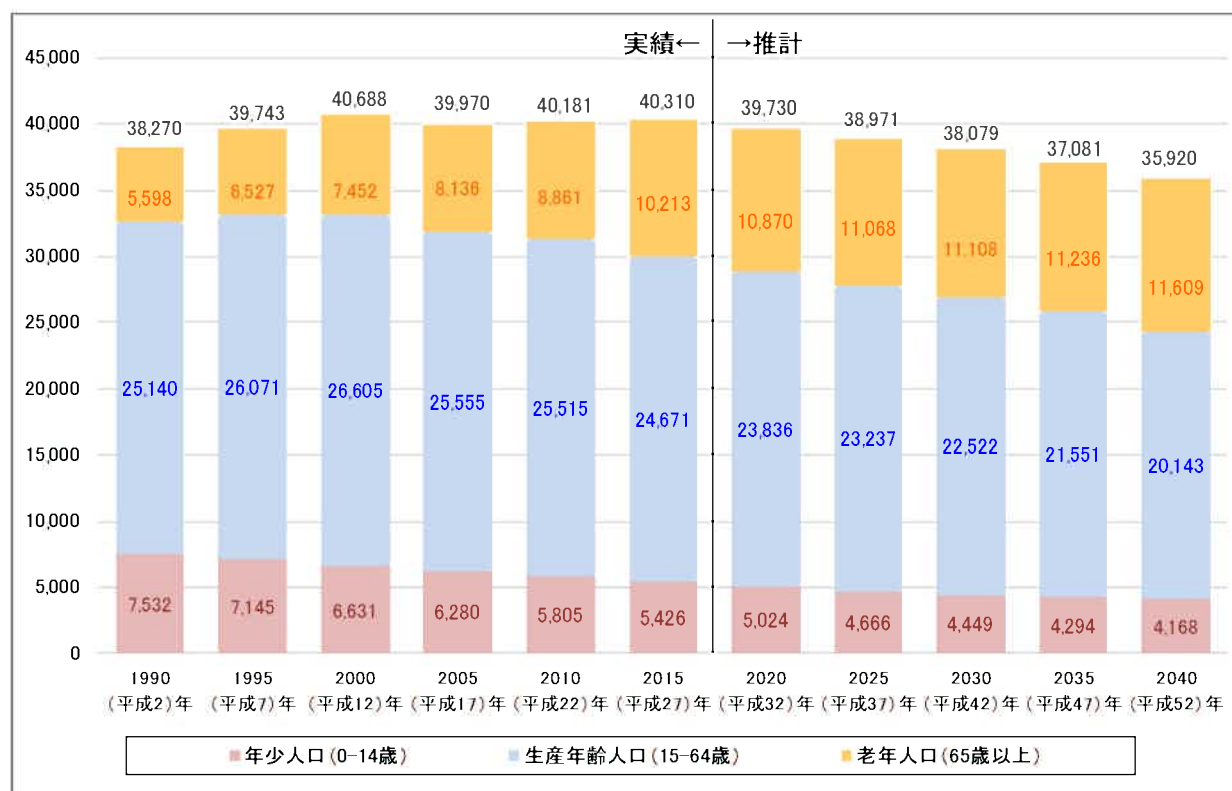
■本市周辺の交通網

資料：加東市ホームページより

②人口の動向

本市の総人口は、2000（平成12）年に40,688人でピークを迎えるまで緩やかに増加し、これ以降、横ばいで推移しています。全国の多くの都市で人口減少が進んでいる中、本市は2015（平成27）年に40,310人と4万人台をキープしており、現段階では減少傾向は見られません。なお、本市には外国人労働者や兵庫教育大学の大学生などが居住しており、これらにより人口が維持されている側面があります。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計手法に準拠した推計によると、2020（平成32）年以降、緩やかに減少し、2040（平成52）年には35,920人に減少すると予測されます。今後、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続きますが、老年人口は増加傾向が続く見込みであり、さらに高齢化が進むと予測されます。



■総人口及び年齢3区分人口の将来推計

資料：総務省「国勢調査」1990（平成2）年～2015（平成27）年、
加東市「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法準拠による推計」

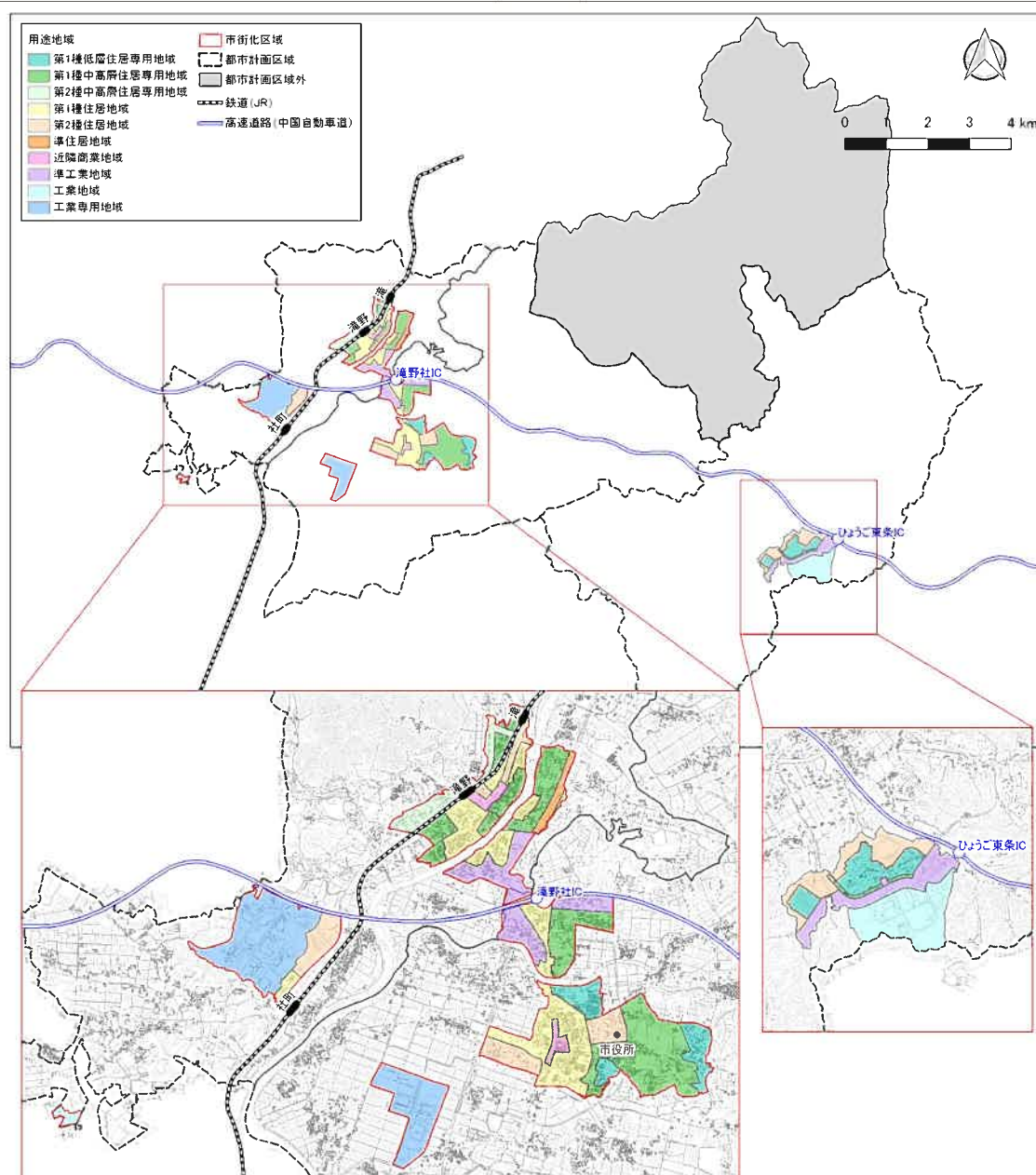
③都市計画

ア) 区域区分・地域地区の指定

本市では、社地域の一部と滝野地域の全域に東播都市計画区域（線引き）、東条地域に東条都市計画区域（非線引き）が指定されています。社地域の一部は、都市計画区域外となっています。

また、3地域すべてに用途地域が指定され、10区分された用途地域面積の合計は747.7haとなり、面積比を見ると、住居系の用途地域が多くなっています。

	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
面積 (ha)	69.0	158.9	29.0	118.5	84.0	7.6	8.9	83.5	60.3	128.0
面積比 (%)	9.2%	21.3%	3.9%	15.8%	11.2%	1.0%	1.2%	11.2%	8.1%	17.1%
合計：747.7 ha										



■用途地域の指定状況

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

イ) 地区計画の指定

東播都市計画区域では3地区、東条都市計画区域では2地区で地区計画を定めています。このうち天神東嵯鹿谷地区は、用途地域の指定はありませんが、地区計画を定めて建築物の用途を制限することにより、計画的な土地利用を図っています。

■地区計画の指定状況

都市計画区域名称	地区名	面積(ha)	指定年月
東播都市計画区域	河高西地区	5.2	1994(平成6)年6月
	宮ノ下地区	9.9	1994(平成6)年12月
	高岡地区	3.3	2018(平成30)年3月
東条都市計画区域	南山地区	158.5	1988(昭和63)年10月
	天神東嵯鹿谷地区	8.9	2014(平成26)年3月

資料：加東市

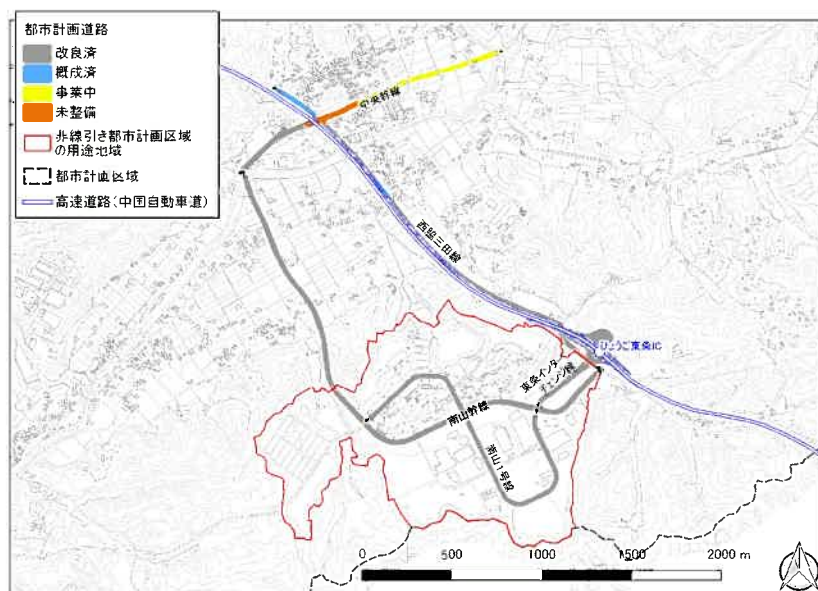
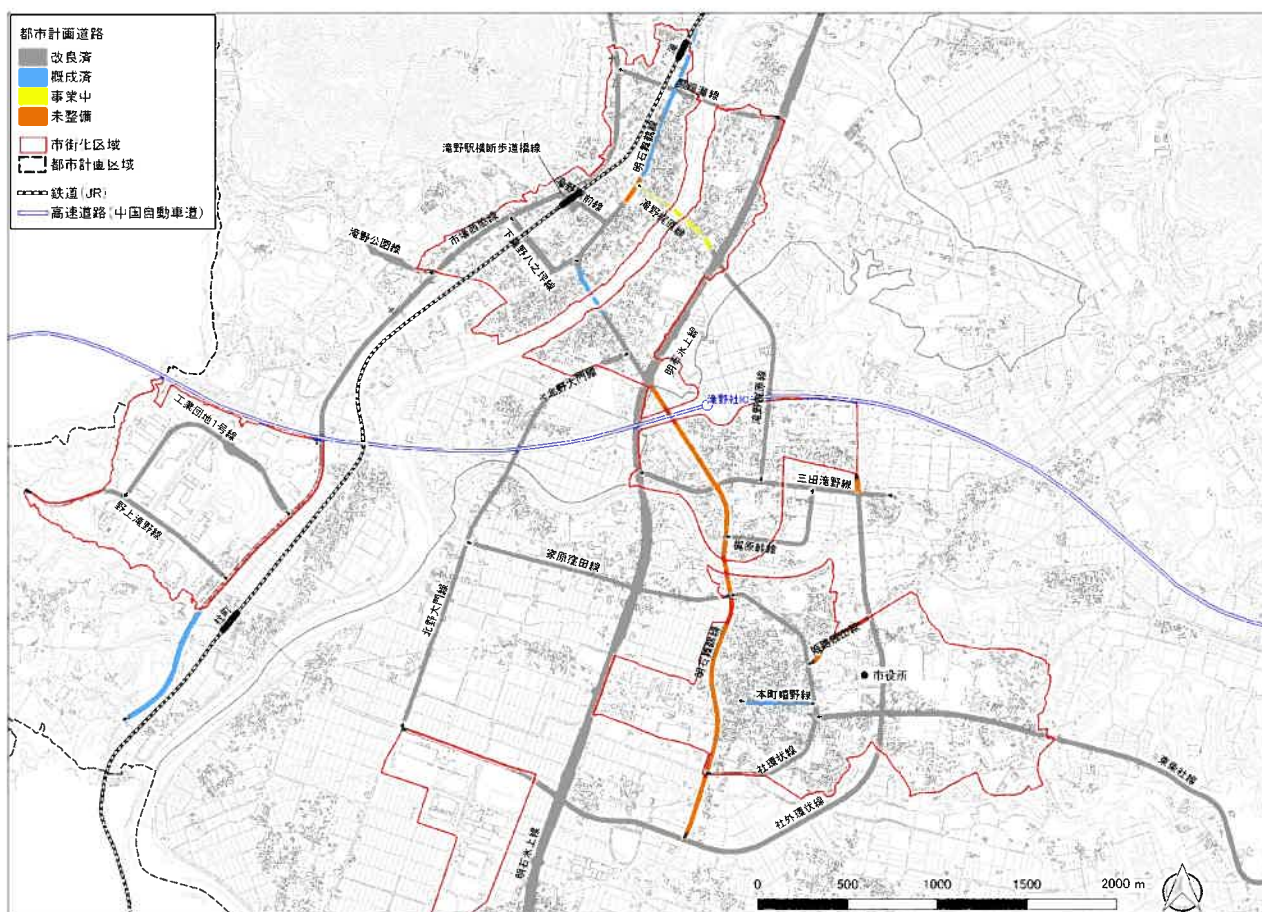
ウ) 都市計画道路

東播都市計画区域において43.74km、東条都市計画区域において9.71kmの都市計画道路が決定されており、それぞれ34.18km(整備率78.1%)、8.08km(整備率83.2%)の整備状況となっています。

東播都市計画区域では、国道175号などの主要幹線は概ね整備済みですが、中心市街地を通る都市計画道路明石舞鶴線(一般県道567号東古瀬穂積線)などで未整備(または概成済み)路線が残っています。東条都市計画区域では、天神地区の幹線となる都市計画道路中央幹線が整備中であり、その他の路線は概ね整備済みです。

都市計画区域名称	都市計画道路		
	総延長 km	改良済延長 km	改良率%
東播都市計画区域	43.74	34.18	78.1
東条都市計画区域	9.71	8.08	83.2

資料：国土交通省「都市計画現況調査」2016(平成28)年



■都市計画道路の整備状況（上：東播都市計画区域 下：東条都市計画区域）

資料：国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年

工) 公園・緑地

供用済みの都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園、緑地）を都市計画区域に分けて整理すると、以下のとおりです。

また、本市は、都市計画区域の人口一人当たり都市計画公園の面積が 53.48 m²と、全国平均の 8.02 m²、県の 8.23 m²と比較すると非常に高く、公園が充実しているといえます。

■都市計画公園・緑地の供用状況

都市計画 区域名称	街区公園		近隣公園		総合公園		広域公園		緑地	
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
東播 都市計画区域	8	1.46	1	3.0	2	16.0	1	181.7	1	1.8
東条 都市計画区域	4	1.0	2	3.8	—	—	—	—	—	—

資料：国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年

■一人当たり都市計画公園・緑地面積（全国・兵庫県との比較）

	都市計画区域の人口 (人)	都市計画公園・緑地の面積 (ha)	一人当たり公園面積 (m ² /人)
全 国	119,465,566	95,853.98	8.02
兵庫県	5,319,423	4,378.01	8.23
加東市	39,038	208.76	53.48

資料：総務省「国勢調査」2015（平成27）年、国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年

オ) 公共下水道

公共下水道は、東播都市計画区域内で 2,706ha、東条都市計画区域内で 395ha が計画決定されており、供用処理区域はそれぞれ 1,437ha、320ha で、整備率は 56.7%となっています。

■公共下水道の供用状況

都市計画区域名称	計画処理区域 (ha)	供用処理区域 (ha)	整備率
東播都市計画区域	2,706	1,437	53.1%
東条都市計画区域	395	320	81.0%
計	3,101	1,757	56.7%

公共下水道の整備状況図

■ 公共下水道の整備状況（上：東播都市計画区域 下：東条都市計画区域）

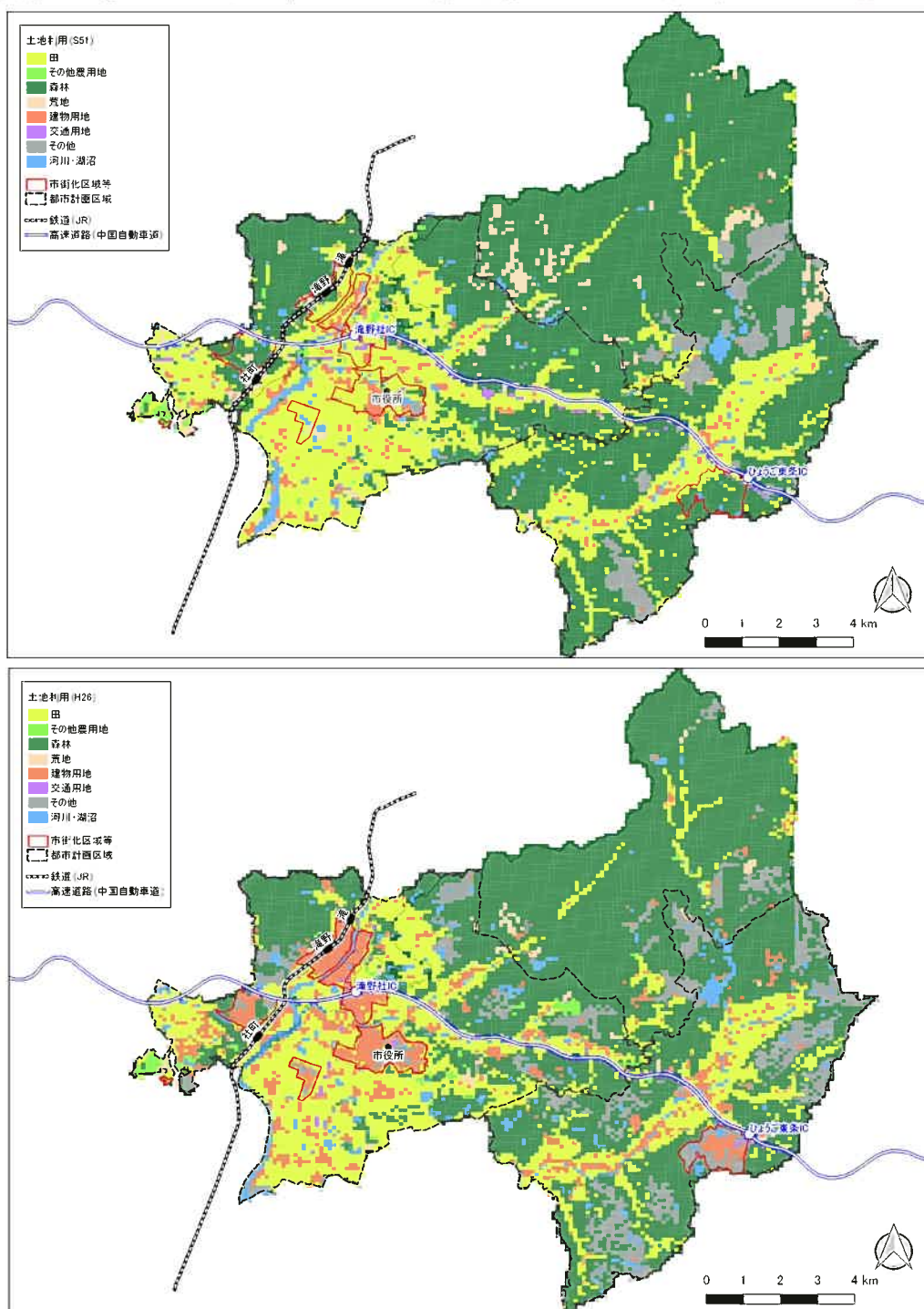
資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

④土地利用

ア) 土地利用動向

100mメッシュごとの土地利用状況について、1976（昭和 51）年、2014（平成 26）年で比較すると、建物用地が顕著に増加していることが分かります。

特に、市街化区域等（市街化区域及び用途地域）内において建物用地が増加していますが、市街化調整区域でももとは田であった箇所や、東条地域の天神地区周辺などで建物用地が増加しており、都市的土地利用が拡散している様子がうかがえます。

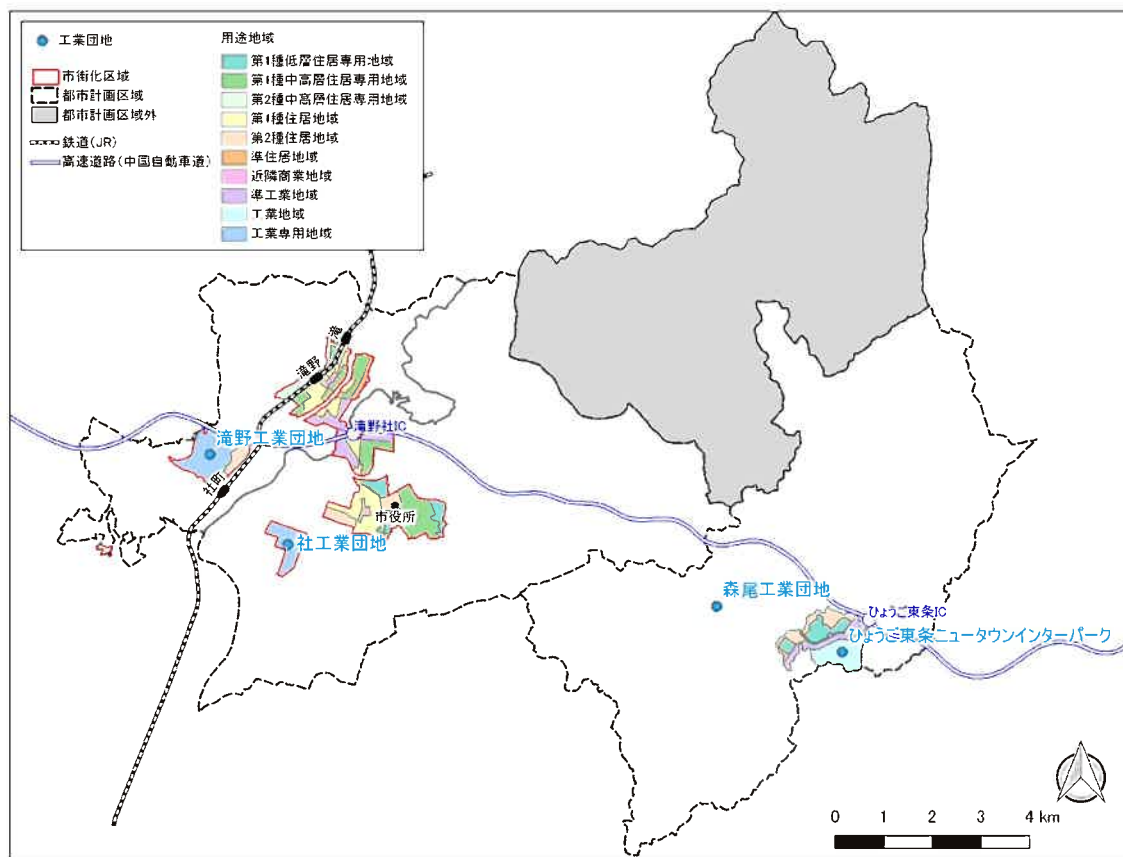


■土地利用細分メッシュ（上：1976（昭和 51）年、 下：2014（平成 26）年）

資料：国土交通省「国土数値情報（土地利用細分メッシュ）」

イ) 工業団地

本市には、社工業団地、滝野工業団地、森尾工業団地、ひょうご東条ニュータウンインターパークの4つの工業団地があります。いずれの工業団地も用地は完売しています。



■工業団地の立地状況

資料：加東市

ウ) 空家

総務省の「住宅・土地統計調査」による「住宅総数」に占める「空家」の割合を見ると、全国・県が13%程度であるのに対し、本市は28.0%となっています。

空家のうち売買や賃貸用の住宅を除いた「その他の住宅」に分類される空家[※]の状況を見ても、本市の空家率は8.7%です。国・県の平均よりも高く、空家の発生抑制や有効活用といった対策が今後の課題と考えられます。

■空家の状況（全国・兵庫県との比較）

	住宅総数	空 家		空家(その他の住宅) [※]	
		件数	空家率	件数	空家率
全 国	60,628,600	8,195,600	13.5%	3,183,600	5.3%
兵庫県	2,733,700	356,500	13.0%	147,700	5.4%
加東市	19,970	5,590	28.0%	1,730	8.7%

資料：総務省「住宅・土地統計調査」2013（平成25）年

※「その他の住宅」に分類される空家は、活用の予定がないまま放置されている空家であり、老朽化が進むと倒壊、犯罪発生や放火などの危険性がある。

工) 特別指定区域の指定

兵庫県では、市街化調整区域における適切な土地利用を促進し、地域の維持・活性化を図るため、特別指定区域制度を創設しています。特別指定区域制度は、都市計画法第34条第12号及び兵庫県の都市計画法施行条例に基づき、市街化を促進しないことを前提に、市町の土地利用計画と連携して市街化調整区域における一定の開発行為が許可されるものです。

特別指定区域には9種類のメニューがあり、そのうち本市では「駅、バスターミナル等周辺区域」を1地区（JR社町駅周辺）、「地域活力再生等区域」を37地区、「工場等誘導区域」を3地区指定しています。

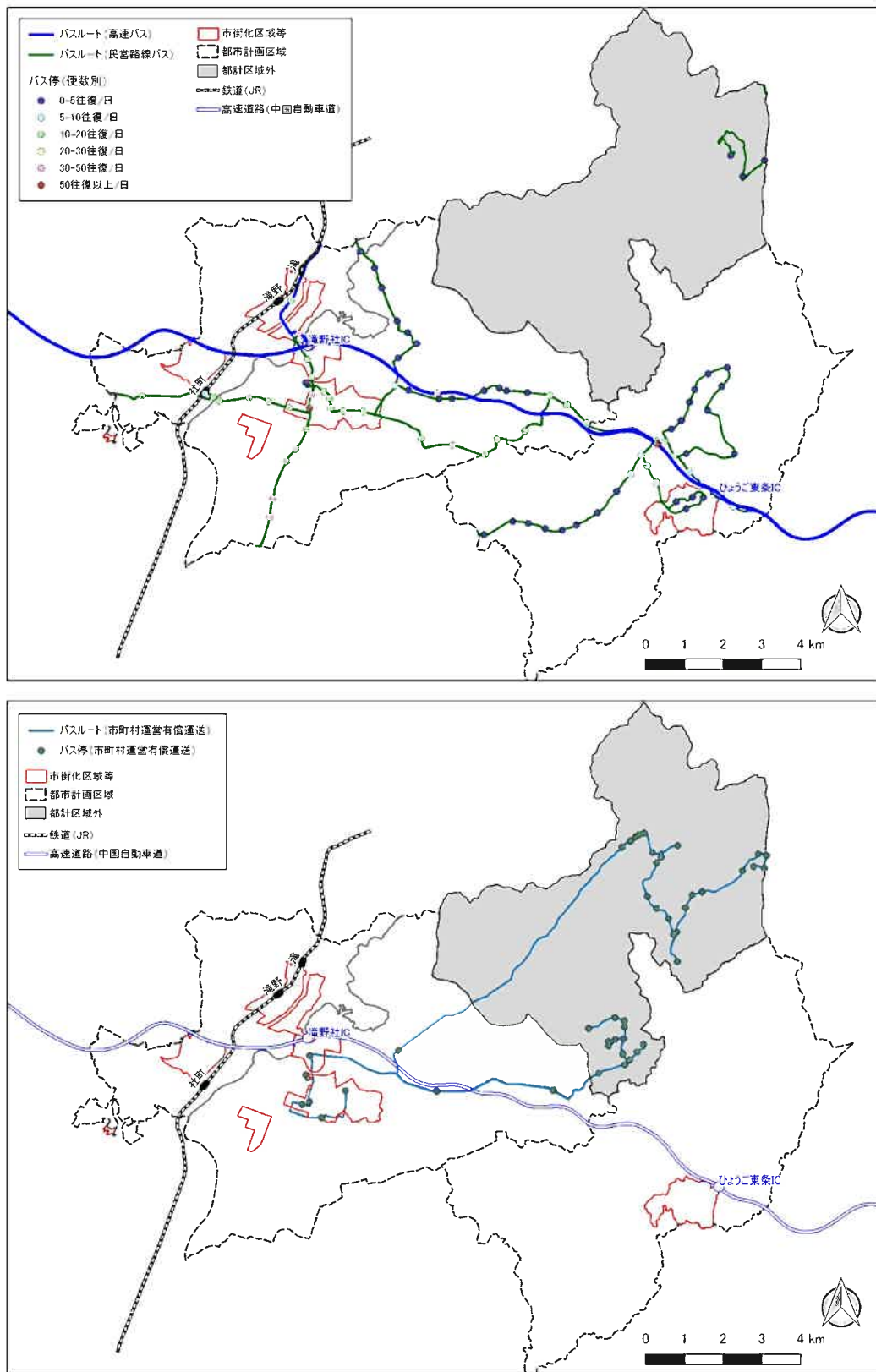
■特別指定区域の指定状況

区 分	対象建築物	本市の指定状況	
駅、バスターミナル等周辺区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上に資する建築物	河高地区（JR社町駅周辺）	2012（平成24）年 3月30日指定
地域活力再生等区域	当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資する建築物	37地区 （社地域：29地区、滝野地域：8地区） ※いずれも地縁者の住宅区域	2010（平成22）年 1月8日指定
工場等誘導区域	製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資する建築物	沢部、東古瀬地区 ※既存事業所の拡張区域	2012（平成24）年 3月30日指定
		出水地区 ※既存事業所の拡張区域	2017（平成29）年 7月14日指定

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

⑤公共交通

既存の公共交通である鉄道、民営路線バス、タクシーの維持確保に取り組むとともに、市町村運営有償運送（自主運行バス）を導入しています。



■公共交通路線の状況（上：民営路線バス 下：市町村運営有償運送）

資料：加東市「加東市地域公共交通網形成計画」、神姫バスホームページ

(2)市民意識調査

①調査の概要

本市では、第2次加東市総合計画の策定にあたり、本市の印象、政策・施策などに対する市民の認識やニーズを把握するため、2017（平成29）年7月から8月にかけて市民意識調査（アンケート）を実施しました。

ここでは、都市計画マスタープランに関係の深い調査結果について掲載します。

■市民意識調査の概要

調査対象	加東市内に在住の満18歳以上の方を無作為に抽出
標本数	4,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成29年7月～平成29年8月
回収状況	有効回答数：1,178件 有効回答率：29.5%

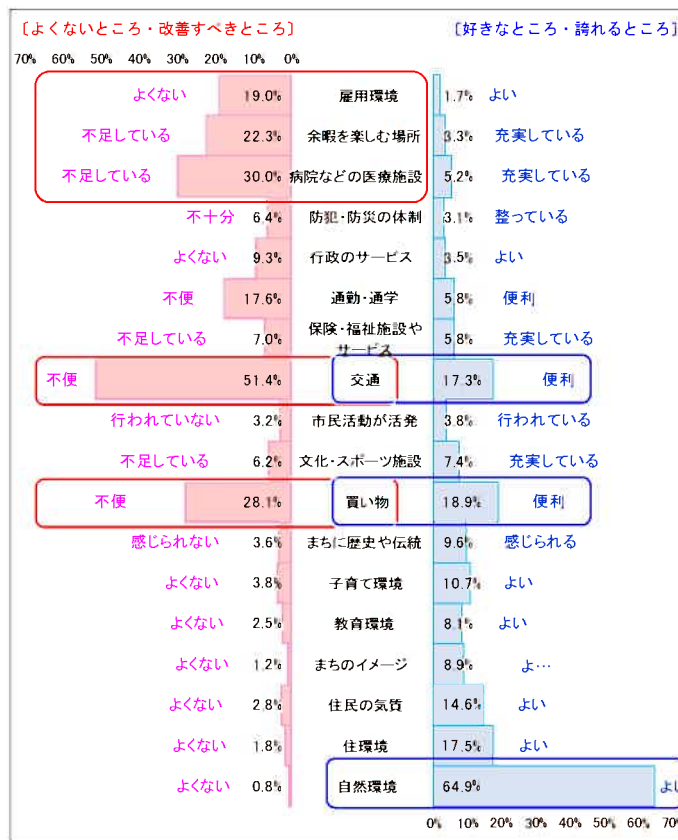
②調査の結果

Q：加東市の好きなところ・誇れるところ／よくないところ・改善すべきところはどれですか？（それぞれ3つまで選択可）

『好きなところ・誇れるところ』に選ばれた項目は、「自然環境」が突出して多く、この他、「買い物」、「住環境」、「交通」などが選ばれています。

一方、「買い物」、「交通」は、『よくないところ・改善すべきところ』としても選ばれており、評価は分かれています。広域交通の利便性は高いものの公共交通での市内移動は不便、といった本市の特徴が影響したものと考えられます。

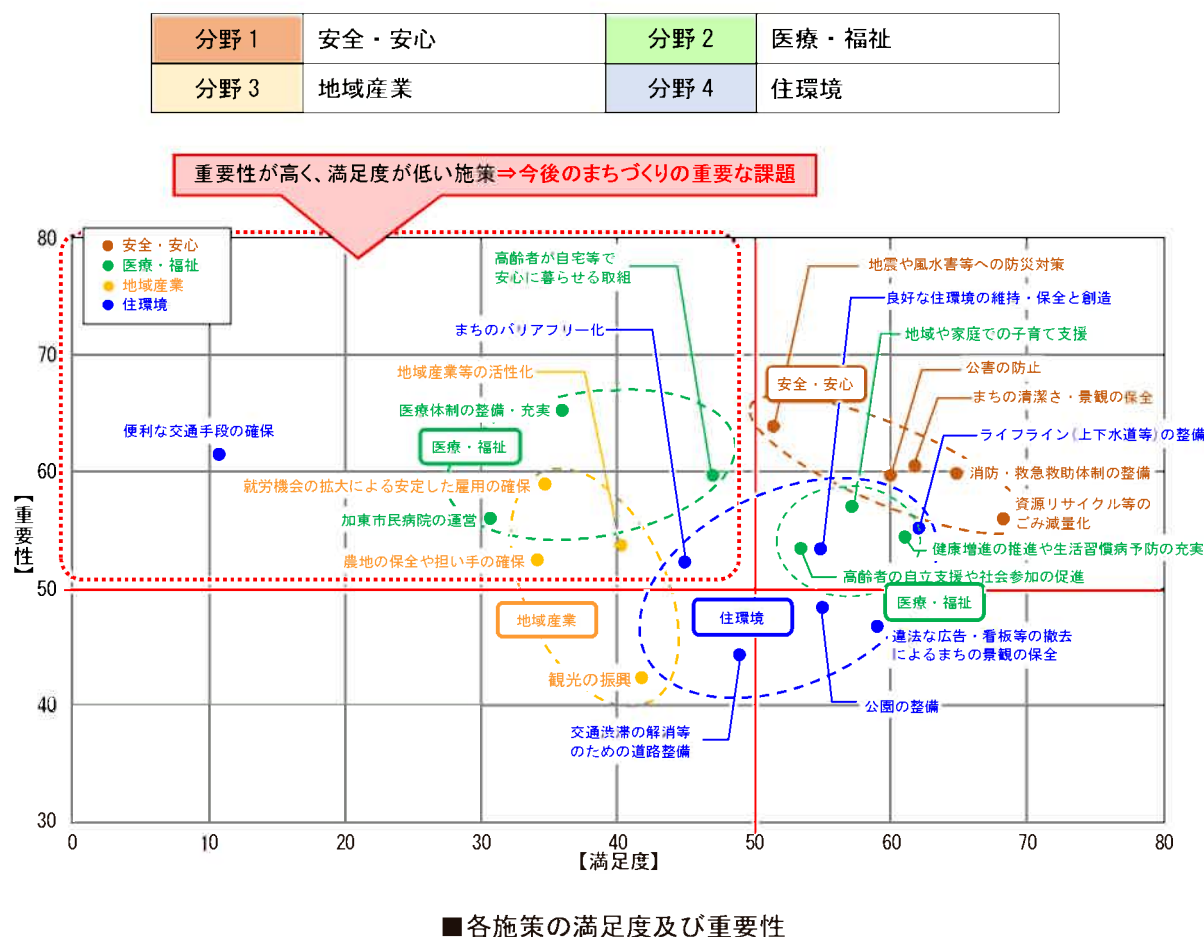
他に、『よくないところ・改善すべきところ』としては、「雇用環境」、「余暇を楽しむ場所」、「病院などの医療施設」などが選ばれています。



■加東市の印象

Q：本市が取り組む（取り組もうとしている）施策の満足度、重要性について、それぞれ評価してください。（満足度と重要性の各5段階評価）

次の4分野・22施策について、横軸に満足度、縦軸に重要性をとり、これら施策の分布状況を分析しました。



満足度、重要性ともに高い施策として、「まちの清潔さ・景観の保全」、「公害の防止」、「資源リサイクル等のごみ減量化」、「消防・救急救助体制の整備」、「地震や風水害等への防災対策」といった【安全・安心】の項目や、「良好な住環境の維持・保全と創造」、「ライフラインの整備」といった【住環境】の項目があり、これらの施策は引き続き高い満足度を維持していくことが望ましいと考えられます。

重要性が高いものの、満足度が低い施策として「高齢者が自宅等で安心して暮らせる取組」、「医療体制の整備・充実」、「加東市民病院の運営」といった、【医療・福祉】分野のうち、医療施設に関連する項目や「農地の保全や担い手の確保」、「地域産業等の活性化」、「就労機会の拡大による安定した雇用の確保」といった【地域産業】の項目があります。この他、特に「便利な交通手段の整備」の満足度が低くなっています。これらは、今後のまちづくりにおいて、早急に取り組むべき重要な課題と考えられます。

(3)まちづくりの主要課題

上位計画で求められる方向性やこれまでの加東市都市計画マスタープランの成果、都市の現況分析及び市民意識調査の結果などを踏まえて、まちづくりの主要課題を整理します。

■上位計画で求められる方向性

東播磨地域都市計画 区域マスタープラン	- コンパクトな市街地の形成、隣接する都市間での機能分担、鉄道駅周辺や国道175号周辺における都市機能の確保 - 今後更新時期を迎える医療・福祉施設や公共施設などの最適化 - 現在の市街地を中心とした人口密度の維持 など
第2次加東市 総合計画	- 都市機能を集約（充実）する拠点やゾーンの形成、道路・交通ネットワークの形成などによる多極ネットワーク型の都市構造の創造 - 災害に強いまち、都市基盤が整った安全快適でにぎわいのあるまちの実現 など

■現行マスタープランの評価／都市の現況分析／市民意識調査 より求められる方向性

人口	- 少子高齢化を見据えたまちづくりや地域・地区ごとに必要な施策の検討が必要。 - 地域産業の振興が求められており、雇用の確保から定住の促進につなげることが必要。
土地利用	- 都市的 土地利用 - 中心市街地の魅力向上と活性化のために、都市機能のさらなる集積が必要。 - 新たな工業用地の創出など、雇用確保に向けた土地利用の検討が必要。 - 市街地における低・未利用地の利活用が必要。 - 全市的な空家対策（発生抑制・利活用の検討）が必要。 - 自然的 土地利用 - 特別指定区域制度などを活用し、集落の維持・活性化が必要。 - 農業の担い手育成や耕作放棄地の対策が必要。
都市施設	- 道路・公共交通 - 市内外をつなぐ連携軸の機能強化に向けた道路整備が必要。 - 高齢化の進行により、自家用車で移動できなくなる人の増加が予想されることから、交通弱者への配慮が必要。 - 公共交通の充実が求められており、事業者だけでなく地域住民と連携しながら持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することが必要。 - 公園・緑地 - 公園は充実しており、今後は既存公園の維持管理や多面的な利活用が必要。 - 下水道・河川 - 既存施設の改修・維持管理とともに、下水処理の効率化のため、農業集落排水施設などの公共下水道への接続が必要。 - 国や県と連携しながら、加古川河川改修事業を推進することが必要。
都市環境 自然環境	- 地域の特性に応じた景観形成が必要。 - 本市の魅力として自然環境が高く評価されており、今後も適切な保全が必要。
安全・安心	- 加古川河川改修事業を推進し、災害に備えた安全確保が必要。 - 防災拠点の充実や避難路の確保、住民との協働による防災体制の確立が必要。

■まちづくりの主要課題

- 市全体での人口減少や高齢化への対応
- 本市の特性を活かした都市機能・産業の集積
- 拠点間の連携と近隣都市との連携を実現するネットワークの形成
- 既存ストックの適切な維持管理と利活用
- 市街地整備と連動した安全・安心なまちづくり

①市全体での人口減少や高齢化への対応

人口減少の進行は、全般的に市街地の人口密度の低下につながり、これにより、生活利便施設などを利用する人が減少するなど、都市機能の維持が困難化する要因となります。また、少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少などによる市税収入の減少や社会保障費の増大をもたらし、財政面にも大きな影響を及ぼす要因となります。

こうしたことから、中心市街地の魅力向上や地域の活性化を図るためには、都市機能を維持・誘導し、その周辺において人口密度を維持するような都市構造を創造することが必要です。

また、高齢化の進行によって、自家用車などで移動できなくなる人の増加が予測されることから、地域公共交通ネットワークの充実など、交通弱者への配慮が必要です。

②本市の特性を活かした都市機能・産業の集積

本市は、広域交通の結節点となっており、その周辺には生活利便施設などが立地するほか、市内4か所の工業団地は、地域産業を支える雇用の場となっています。このような特性を活かし、中心市街地や都市基盤が整備された地域の拠点において、さらなる都市機能の集積が必要です。また、雇用の確保と地域産業活性化のため、新たな工業団地の創出が必要です。

③拠点間の連携と近隣都市との連携を実現するネットワークの形成

持続可能なまちづくりに向けて、市内各拠点間の連携を図るための道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの形成と、近隣市町との連携を強化するため、広域交通の利便性をより向上させることが必要です。

④既存ストックの適切な維持管理と利活用

市街地を中心に概ねの地域でインフラなどの都市基盤が整備されていますが、一方で、これらの都市基盤や公共施設などは老朽化が進んでおり、現在、本市では適切な維持管理に努めているところです。今後も長期的な視野のもと、日常点検や補修に加え、施設の長寿命化に取り組むことが必要です。

また、空家や空店舗などの適切な維持管理を促すための対策と、これらをまちのストックと捉えて、有効な利活用を図ることが必要です。

⑤市街地整備と連動した安全・安心なまちづくり

本市を南北に流れる加古川沿川では、大雨などによる水害が発生しています。また、市街地に近接する山林には、土砂災害の危険性がある区域として指定されている箇所があります。

近年、全国的に自然災害はますます激甚化しており、国・県と連携して取り組んでいる加古川河川改修事業の早期完成を図るとともに、雨水排水施設の整備を推進するなど、市街地の整備と連動し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。あわせて、日頃からの避難体制の充実など、事前防災の観点からソフト対策に取り組む必要があります。